

「再資源化等の情報」入力の手引き

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

施行規則改正(2025年4月公布・2027年4月施行)対応



公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)
電子マニフェストセンター

Ver.1.0(2025年5月)

【目次】

第1章 再資源化等の情報の概要.....	1
1-1 「再資源化等の情報」とは	1
(1)新たに必須項目となる「再資源化等の情報」とは.....	1
(2)誰が、いつ「再資源化等の情報」を入力するか.....	1
(3)「再資源化等の情報」追加の目的	2
1-2 再資源化等の情報追加の全体像	3
(1) 排出事業者に報告する範囲.....	3
(2) 情報の把握と入力	3
第2章 追加項目について	5
2-1 「処分業者の名称と許可番号」及び「処分事業場の名称と所在地」.....	5
(1) 把握すべき処分業者・処分事業場とは	5
(2) 自社以外の情報の取得.....	6
(3) 入力等を効率的に行うには.....	6
2-2 「処分方法」.....	7
(1)電子マニフェストに入力する「処分方法」とは	7
(2)再生する場合の「処分方法」.....	8
(3)「処分方法」の選択の考え方	8
(4)「主たる処分方法」の選択の考え方	9
(5) 自社以外の情報の取得.....	10
(6) 入力等を効率的に行うには.....	10
2-3 「処分方法ごとの処分量」.....	11
(1)「処分方法ごとの処分量」とは	11
(2)「基準重量」とは	12
(3)「処分方法ごとの処分量」の算出方法	13
2-4 「処理後物の種類と量」.....	16
(1)「処理後物の種類と量」とは.....	16
(2)「処理後物の量」の算出方法.....	19
(3)「処理後物の量」の算出の考え方.....	20
(4)「処理後物の量」の算出のイメージ	25
(5)2次処理委託先以降での最終処分/再資源化量の取扱い	26

第3章 再資源化等の情報パターン.....	27
3-1 「再資源化等の情報パターン」作成の準備.....	27
(1)再資源化等の情報パターンとは.....	27
(2)再資源化等の情報パターンのポイント.....	30
(3)再資源化等の情報パターン作成のための情報整理.....	32
3-2 「再資源化等の情報パターン」の作成.....	36
(1)再資源化等の情報のデータ構成.....	36
(2)再資源化等の情報のパターンの作成.....	37
(3)2次マニフェストによる「再資源化等の情報」の取得.....	45
(4)パターンの新規作成と見直し.....	46
第4章 入力操作・Q&A等.....	47
4-1 「再資源化等の情報」の入力操作.....	47
4-2 Q&A.....	48
4-3 分類区分選択の考え方.....	51
(1)処分方法選択の考え方.....	51
(2)処理後物の種類(再資源化物、中間処理後廃棄物)選択の考え方.....	62
4-4 問い合わせ先.....	71

■ 本手引きで説明する内容

本手引きでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)施行規則の改正(2025年4月公布・2027年4月施行)により新たに電子マニフェストで入力が必要となる項目(以下「再資源化等の情報」という。)の入力を行う処分業者の方に、「再資源化等の情報」の考え方、必要な情報を把握する方法、簡便に入力するための「再資源化等の情報パターン」について説明しています(詳しい操作方法は別の資料、動画で解説しています)。

■ 本手引きで用いる用語

用語	定義
再資源化	<p>廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすること。</p> <p>※ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(第二条第1項)における「再資源化」の定義による。</p>
再資源化物	<p>廃棄物の中間処理により生じる生成物のうち、「部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態」となり、廃棄物でなくなったもの。</p>
中間処理後廃棄物	<p>廃棄物の中間処理により生じる生成物のうち、引き続き廃棄物として処理する必要があるもの。2次マニフェストの対象となる。</p>
処理後物	<p>廃棄物の中間処理により生じる生成物の総称。再資源化物と中間処理後廃棄物からなる。</p>
再資源化等の情報	<p>廃棄物処理法施行規則の改正により、新たに電子マニフェストの必須入力項目となる事項(a~e)の総称。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 処分業者の名称と許可番号 b. 処分事業場の名称と所在地 c. 処分方法 d. 処分方法ごとの処分量 e. 処理後物の種類と量
基準重量	<p>処分業者が受け入れた廃棄物の量をkgで表した数量であり、再資源化等の情報における「処分方法ごとの処分量」や「再資源化物及び中間処理後廃棄物の種類及び量」の算出にあたって基準となる重量。電子マニフェストシステム上には次の3種類の廃棄物量(①~③)があるが、③⇒②⇒①の順で自動的に反映される(単位がm³、個・台である場合も自動的にkgに換算される)。また、処分業者が任意に変更することも可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①排出事業者が登録した数量 ②収集運搬業者の運搬量 ③処分業者の受入量
処分方法ごとの処分量	<p>マニフェスト1件に相当する廃棄物が、その組成・性状・等級等に応じて複数の異なる処分方法に分かれて処理される場合、それぞれの処分方法で処理される量。</p>
処分方法ごとの割合	<p>廃棄物の量(基準重量)に対する「処分方法ごとの処分量」の比率。</p> <p>例えば、廃棄物のうち、60%は処分方法A、40%は処分方法Bで処理される場合、「処分方法ごとの割合」は「60%:40%」。</p>
再資源化率	<p>廃棄物の量(基準重量)に対する、中間処理により生じる再資源化物の量の比率。</p>

用語	定義
中間処理後廃棄物比率	廃棄物の量(基準重量)に対する、中間処理により生じる中間処理後廃棄物の量の比率。
処理後物の種類ごとの割合	再資源化率と中間処理後廃棄物比率の総称。処理前に比した処理後物の量を比率で表したものの。
1次処理委託先	排出事業者から直接処理委託を受ける処分業者。
2次処理委託先	1次処理委託先から中間処理後廃棄物の処理委託を受ける処分業者。
再資源化等の情報パターン	電子マニフェスト(Web方式)で、簡便に「再資源化等の情報」を入力するためのひな型。受託した産業廃棄物が最終処分/再資源化に至る一連の処理の工程における「処分方法」、「処分方法ごとの割合」、「処理後物の種類」、「処理後物の種類ごとの割合」をセットにしたもの。

■ 更新履歴

更新日	バージョン	更新内容
2025/05/22	1.0	新規作成

第1章 再資源化等の情報の概要

1-1 「再資源化等の情報」とは

(1)新たに必須項目となる「再資源化等の情報」とは

廃棄物処理法施行規則の改正（2025年4月公布・2027年4月施行）により、最終処分終了報告において、受託した産業廃棄物について最終処分が終了するまで又は再生を行うまでのすべての処分について、各処分ごとに「処分業者の名称と許可番号」、「処分事業場の名称と所在地」、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量」及び「処理後物の種類と量」を報告することが義務付けられました。これらを総称して電子マニフェストでは「再資源化等の情報」といいます。

【電子マニフェスト 最終処分終了報告における新たな入力必須項目】

- a. 処分業者の名称と許可番号
- b. 処分事業場の名称と所在地
- c. 処分方法
- d. 処分方法ごとの処分量
- e. 処理後物の種類と量

最終処分が終了するまで 又は再生を行うまでのすべての処分にかかる a～eを「再資源化等の情報」と総称する。

(2)誰が、いつ「再資源化等の情報」を入力するか

産業廃棄物の処理委託を受けた処分業者が、「処分終了報告（最終）」又は「最終処分終了報告」を行う際に、再資源化等の情報を入力します。

- 処分終了報告の報告区分が「中間」の場合 ⇒ 最終処分終了報告（図 1-1-1 の⑦）で入力
- 処分終了報告の報告区分が「最終」の場合 ⇒ 処分終了報告（図 1-1-1 の③）で入力

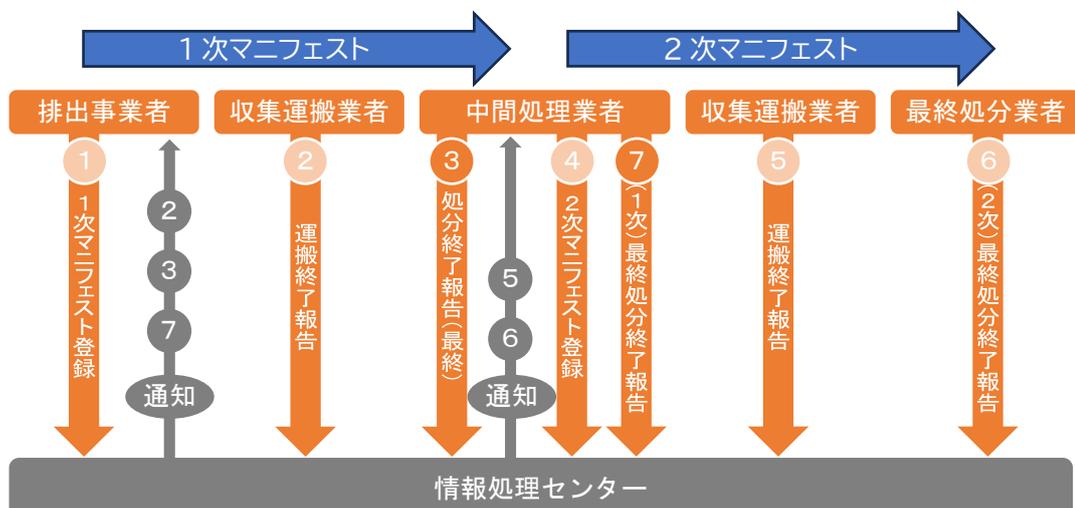


図 1-1-1 電子マニフェスト情報の流れ

「再資源化等の情報」が必須項目に加わり、電子マニフェストへの入力項目は表 4-3-1 のようになります。

表 4-3-1 電子マニフェストへの入力項目（青字の箇所が新たな必須項目）

	登録	運搬終了報告	処分終了報告 (最終)	最終処分終了報告
登録/報告者	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	処分業者
入力項目 ◎：必須項目 ○：任意項目	◎引渡し日 ◎引渡し担当者 ○登録担当者 ◎排出事業場 ○連絡番号 ◎廃棄物の種類 ○廃棄物の名称 ◎廃棄物の数量 ◎数量の単位 ◎数量の確定者 ◎荷姿 ○荷姿の数量 ○有害物質 ◎収集運搬業者 ○運搬方法 ○運搬担当者 ○車両番号 ◎積替・保管施設 ※ ◎処分業者 ◎処分事業場 ○処分方法 ◎最終処分の場所	◎マニフェスト番号 ◎運搬区間番号 ◎運搬終了日 ◎運搬担当者 ○報告担当者 ○運搬量 ○運搬量の単位 ○有価物拾集量 ○有価物拾集量の単位 ○車両番号	◎報告区分 ◎処分終了日 ◎処分担当者 ○報告担当者 ○廃棄物受領日 ○運搬担当者 ○車両番号 ○受入量 ○受入量の単位 (以下、報告区分「最終」の場合) ◎処分業者の名称と許可番号 ◎処分事業場の名称と所在地 ◎処分方法 ◎処分方法ごとの処分量 ◎処理後物の種類と量	◎最終処分終了日 ○マニフェスト番号 ○マニフェスト番号/交付番号（2次） ◎処分業者の名称と許可番号 ◎処分事業場の名称と所在地 ◎処分方法 ◎処分方法ごとの処分量 ◎処理後物の種類と量

※ 積替・保管の登録を行う場合のみ

(3)「再資源化等の情報」追加の目的

「再資源化等の情報」が電子マニフェストの入力必須項目に加わり、処分業者が排出事業者に対して処分方法や再資源化物の種類と量に関する情報を報告することにより、排出事業者が委託先での処理状況のみならず、最終処分にいたる各段階の処分の情報を把握できるようになることで、排出事業者責任が徹底され、適正処理の強化につながります。

また、こうした仕組みをとって再資源化等の情報が排出事業者に共有されることにより、資源循環の促進につながります。

1-2 再資源化等の情報追加の全体像

(1) 排出事業者へ報告する範囲

追加する「再資源化等の情報」を図示すると次のようになります。最終処分終了報告時に図 1-2-1 の----- (黒) で囲った部分の情報を排出事業者へ報告します。

なお、----- (緑) で囲った再資源化物利用者(売却先)の情報は報告の範囲外となります。

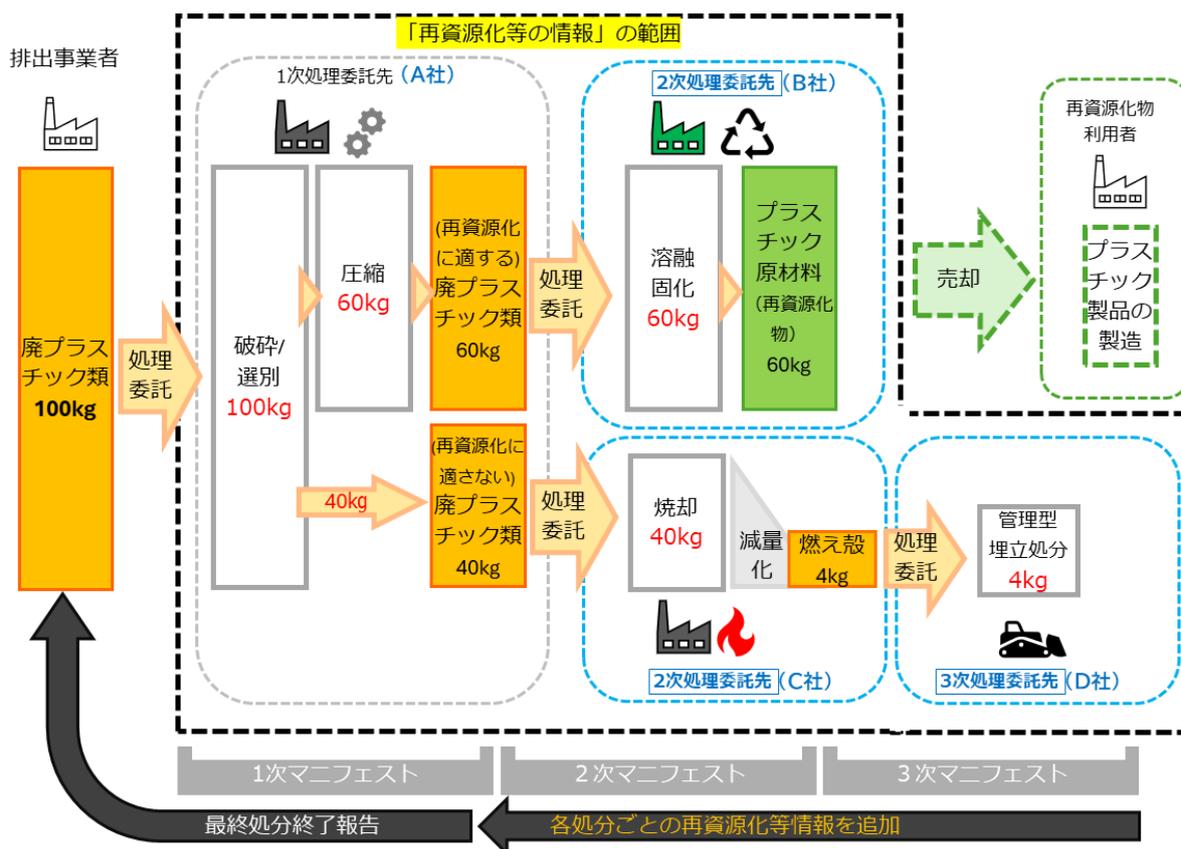


図 1-2-1 「再資源化等の情報パターン」の全体像

(2) 情報の把握と入力

図 1-2-1 において自社を排出事業者から産業廃棄物の処分を受託した 1 次処理委託先の A 社とした場合、「再資源化等の情報」は自社のみでなく、受託した産業廃棄物が最終処分/再資源化されるまでに関与する処分業者 (B 社、C 社、D 社) の情報も必要になります。

電子manifest (Web 方式) では、これらの情報を事前に基本設定したうえで、図 1-2-1 ----- (黒) で囲った部分を「再資源化等の情報パターン」として設定し、簡便に入力できるようにしています。

「処分方法ごとの処分量」、「処理後物の種類ごとの量」は、実測値を入力することが原則ですが、委託先での数量を精緻に把握することは難しいため、今回新たに追加された廃棄物処理法施行規則第 8 条の 34 の 3 の 2 では、「当該数量を的確に算出できると認められる方法

により算出される数量」で報告することも可能とされています。

そこで、電子マニフェスト（Web方式）では「再資源化等の情報パターン」に、受託量に対するそれぞれの量の割合を設定しておくことで、自動計算して簡便に入力できるようにしています。

第2章では追加された項目それぞれの考え方、第3章では再資源化等の情報パターンの作成方法を説明します。

【第2章】

2-1 「処分業者の名称と許可番号」及び「処分事業場の名称と所在地」

⇒ 5～6 ページ参照

- 「再資源化等の情報」の入力にあたって把握しておくべき処分業者・処分事業場の範囲等について説明します。

2-2 「処分方法」

⇒ 7～10 ページ参照

- 処分業者が実施している処分方法を、処分方法コードから適切に選択する方法について説明します。

2-3 「処分方法ごとの処分量」

⇒ 11～15 ページ参照

- 廃棄物の種類・組成・性状・等級などに応じた処分方法ごとの内訳（処分方法ごとの割合）を設定し、処分方法ごとの処分量を算出する方法について説明します。

2-4 「処理後物の種類と量」

⇒ 16～26 ページ参照

- 処分業者の実績データに基づいて、中間処理により生じる再資源化物と中間処理後廃棄物の量を算出する方法について説明します。

【第3章】

3-1 「再資源化等の情報パターン」作成の準備

3-2 「再資源化等の情報パターン」の作成

⇒ 27～46 ページ参照

- 第2章で把握する情報を整理し、「再資源化等の情報パターン」を作成する方法について説明します。

図 1-2-2 本手引きでの説明内容

なお、実際に入力する画面の操作方法は JWNET ホームページに掲載している「再資源化等の情報 操作マニュアル」をご確認ください。

URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/tsuika/index.html#manual>

第2章 追加項目について

2-1 「処分業者の名称と許可番号」及び「処分事業場の名称と所在地」

(1) 把握すべき処分業者・処分事業場とは

産業廃棄物の委託処理が複数の処分業者（1次処理委託先、2次処理委託先、・・・）にわたって行われる場合、1次処理委託先の処分業者は、2次処理委託先（処理後物の処理委託先）以降の処分業者を把握し、「処分業者の名称と許可番号」及び「処分事業場の名称と所在地」を「処分終了報告（最終）」又は「最終処分終了報告」に入力します。

例えば、図2-1-1で自社が排出事業者から廃プラスチック類の処分を受託した1次処理委託先（A社）である場合、2次処理委託先（B社、C社）、3次処理委託先（D社）の「処分業者の名称と許可番号」及び「処分事業場の名称と所在地」を把握しておく必要があります。

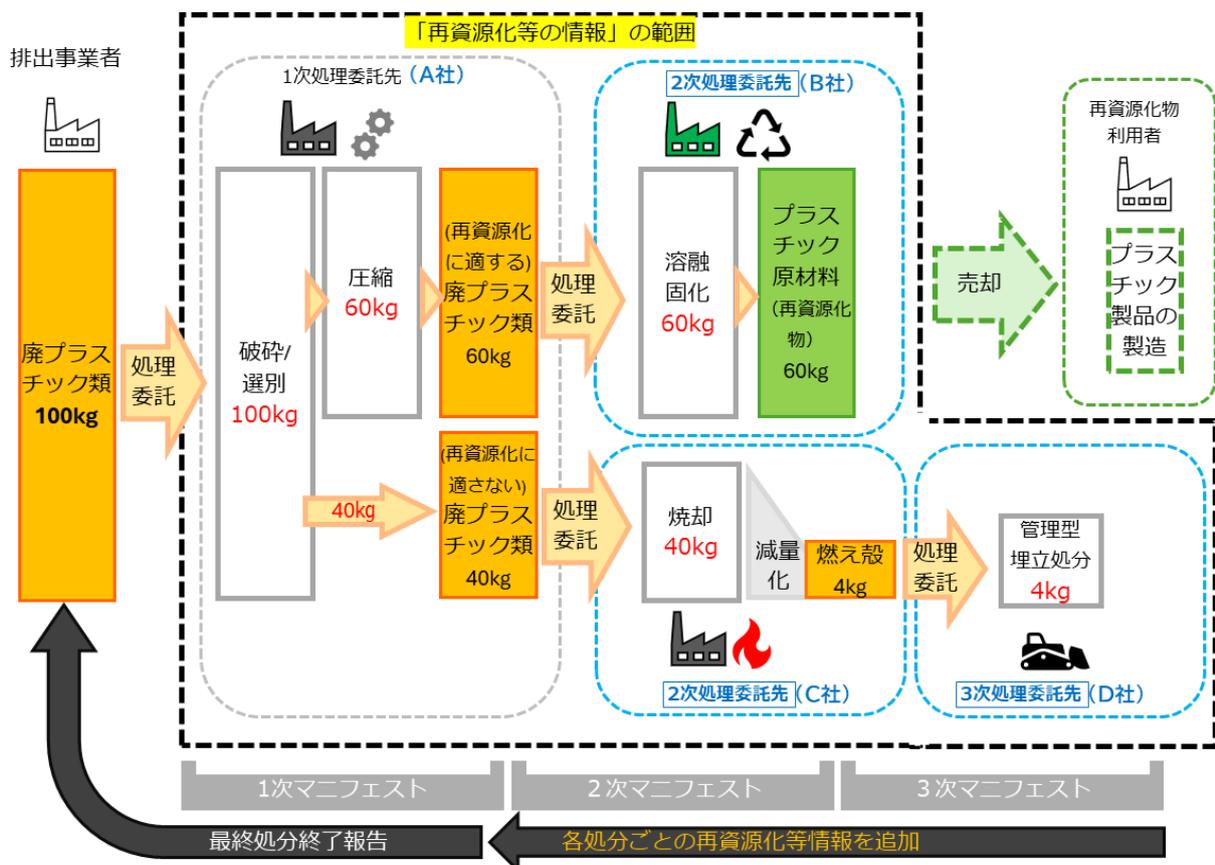


図 2-1-1 「再資源化等の情報パターン」の全体像（再掲）

(2) 自社以外の情報の取得

委託先（B社、C社）の「処分業者の名称と許可番号」、「処分事業場の名称と所在地」及び「処分方法」については、委託契約書とその添付書類（許可証の写し）から確認することができます。

さらに委託するD社については、C社から情報の提供を受けるか、産廃情報ネット「さんぱいくん」(<https://www2.sanpainet.or.jp/index.php>)で確認することができます。

なお、電子マニフェストに入力する「許可番号」は下6桁の「固有番号」のみです。

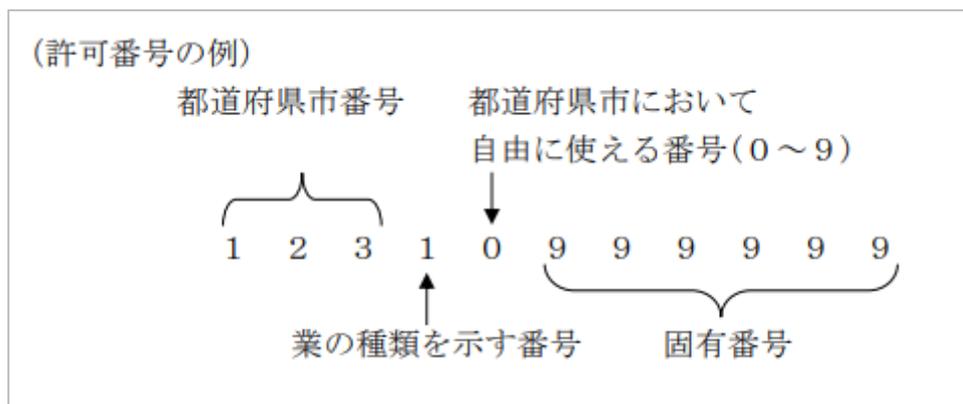


図 2-1-2 許可番号の構成

出典：平成30年3月30日 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領について

(3) 入力等を効率的に行うには

「再資源化等の情報」を入力する際に必要となる「処分業者の名称と許可番号」及び「処分事業場の名称と所在地」は、電子マニフェストシステムの基本設定（処分事業場設定）に設定します。そのうえで、「再資源化等の情報パターン」に予め登録しておくこと、最終処分終了報告時に簡単に呼び出して使うことができます。

なお、図 2-1-1 で自社が A 社である場合、自社の許可番号や処分事業場の住所等の情報は既に「加入者情報」として登録されているので、基本設定する必要はありません。

2-2 「処分方法」

(1)電子マニフェストに入力する「処分方法」とは

排出事業者から処理委託を受けた産業廃棄物をどのような方法で処分したか、マニフェストごとに、処分終了報告（最終）又は最終処分終了報告時に入力します。「処分方法」は、表 2-2-1 の処分方法の分類区分から選択します。なお、切断してから焼却したり、破碎してから選別するなど、複数の処分を連続して行うことを想定し、処分の方法は 4 つまで組み合わせることができます（3 桁のコード×4＝12 桁のコードで「処分方法」を表します）。

表 2-2-1 処分方法の分類区分とコード番号

大分類	中分類	小分類	コード番号
中間処理	脱水系	濃縮・脱水	111
		乾燥	112
		その他脱水系	119
	破碎系	破碎	121
		切断	122
		選別	123
		その他破碎系	129
	混合・減容系	混合・調質	131
		圧縮・減容	132
		成形・固化	133
		溶融（発泡プラスチック）	134
		固型化	135
		その他混合・減容系	139
	分離系	油水分離	141
		分離・洗浄	142
		その他分離系	149
	中和・分解系	中和	151
		分解・合成	152
		その他中和・分解系	159
	熱処理系	焼却	161
		焼却（熱回収あり）	162
		焼成・ばい焼	163
		溶融（石綿等）	164
		乾留（炭化・ガス化）	165
		滅菌・消毒	166
		その他熱処理系	169
	微生物処理系	発酵	171
その他微生物処理系		179	
最終処分	埋立処分	安定型埋立処分	911
		管理型埋立処分	912
		遮断型埋立処分	913
	海洋投入	海洋投入	921

(2)再生する場合の「処分方法」

「処分方法」の大分類には「再生」はありません。再生する場合には大分類「中間処理」から「処分方法」を選択したうえで、処理後物の種類で「再資源化物」を選択します。

(3)「処分方法」の選択の考え方

「処分方法」の選択にあたっては、以下の例を参考にしてください。

⇒ 処分方法の選び方については第4章 表 4-3-1～表 4-3-7 も併せて参照ください。

【処分方法の選択】

- 受け入れた廃棄物を複数の処分方法で処分する場合は、処分の方法を4つ（コード番号12桁）まで選択できます。
- 許可証に記載の処分方法に基づき、(表 2-2-1) から該当する処分方法を選択します。
- 処分業許可証に記載されている「事業の範囲」の名称が処分方法分類区分にない場合は、以下の例を参考に最も近いものを選択します。

例 1) 選別・破碎を行っている場合は、「選別」と「破碎」を選択。

・選別 (123) + 破碎 (121) ⇒ 123121000000

例 2) 堆肥化を行っている場合は、堆肥化に該当する処分方法である発酵 (171) を選択。

・発酵 (171) ⇒ 171000000000

例 3) 圧縮・梱包を行っている場合、最も近い「圧縮・減容」(132) を選択。

・圧縮・減容 (132) ⇒ 132000000000

例 4) RPF 製造を行っている場合、RPF 製造のプロセスを構成する処分の方法を組み合わせて選択。

・破碎 (121) + 圧縮・減容 (132) + 成形・固化 (133) ⇒ 121132133000

※中間処理の小分類で、処分業許可証の記載に近い名称もない場合は、その他脱水系 (119)、その他破碎系 (129)、その他混合・減容系 (139)、その他分離系 (149)、その他中和・分解系 (159)、その他熱処理系 (169)、その他微生物処理系 (179) から選択します。

(4)「主たる処分方法」の選択の考え方

処分の方法を複数（4つまで）選んだ場合は、そのうち1つを「主たる処分方法」として選んでください。「主たる処分方法」は複雑化した処分方法を整理するために選択するもので、統計処理する場合等に利用されます。罰則等の対象となるものではありませんが、制度運用に必要な情報となりますので必ず選択してください。

「主たる処分方法」の選択にあたっては、以下の例を参考にしてください。

【主たる処分方法の選択（例）】

- 1) 受け入れた廃棄物の「処分方法」の中に最終処分を含む場合（中間処理と最終処分を兼業している場合）は、最終処分の処分方法（安定型埋立処分（911）、管理型埋立処分（912）等）を主たる処分方法とします。
（例） 処分方法が「焼却（161）＋ 管理型埋立処分（912）」の場合
⇒ 主たる処分方法は「管理型埋立処分（912）」
- 2) 受け入れた廃棄物の処分方法の中に、最終処分は含まず、熱処理系の中間処理（焼却（161）等）を含む場合は、熱処理系の中間処理（焼却（161）等）を主たる処分方法とします。
（例） 「処分方法」が「破碎（121）＋ 焼却（161）」の場合
⇒ 「主たる処分方法」は「焼却（161）」
（例） 「処分方法」が「濃縮・脱水（111）＋ 焼却（161）」の場合
⇒ 「主たる処分方法」は「焼却（161）」
- 3) 受け入れた廃棄物の「処分方法」が「前処理＋目的とする処理」の組合せとなっている場合は、後者の「目的とする処理」を主たる処分方法とします。
（例） 上記の1)や2)も「前処理＋目的とする処理」（「目的とする処理」が埋立処分や焼却の場合）にあたる。
（例） 処分方法が「濃縮・脱水（111）＋ 発酵（171）」の場合
⇒ 「主たる処分方法」は「発酵（171）」
- 4) 逆に、受け入れた廃棄物の「処分方法」が「目的とする処理＋後処理」の組合せとなっている場合は、前者が「主たる処分方法」となる場合も考えられます。
（例） 「処分方法」が「中和（151）＋ 濃縮・脱水（111）」の場合
⇒ 「主たる処分方法」は「中和（151）」
（例） 処分方法が「発酵（171）＋ 乾燥（112）」の場合
⇒ 「主たる処分方法」は「発酵（171）」

【主たる処分方法の条件】

- 以上の例を参考として、また処分業許可等の許可内容を勘案して、次の条件に最もよく当てはまる処分方法1つを「主たる処分方法」として選択してください。
 - ①その処分方法により廃棄物の種類が変わる
 - ②その処分方法により廃棄物の処分が完了する（再資源化又は最終処分完了）
 - ③その処分方法により廃棄物の重量や体積が変わる
 - ④その処分方法の処理施設を設置する際に許可が必要
 - ⑤その処分方法の名称が処分業許可証の「事業の範囲」の名称と同じ又は類似
 - ⑥他の処分方法を効果的・効率的に行うための前処理や後処理ではない

- ①～⑥のどの条件を重視するかにより「主たる処分方法」が異なる場合があります。そのような場合には、再資源化等の情報を入力する処分業者の判断で、最も適切と考えられるものを「主たる処分方法」として選択（基本設定で予め登録）してください。

（5） 自社以外の情報の取得

2次マニフェスト、3次マニフェストがある場合には、それぞれの段階での「処分方法」を基本設定しておくことが必要になります。委託先の「処分方法」については、委託契約書とその添付書類（許可証の写し）から確認することができますが、それぞれの処分業者がどのように処分方法を設定しているかについては委託先に確認してください。

（6） 入力等を効率的に行うには

「処分方法」「主たる処分方法」は、電子マニフェストシステムの基本設定（処分方法設定）に設定します。そのうえで、「再資源化等の情報パターン」に予め登録しておくこと、最終処分終了報告時に簡単に呼び出して使うことができます。

2-3 「処分方法ごとの処分量」

(1)「処分方法ごとの処分量」とは

廃棄物の処分方法が複数に枝分かれする場合、例えば、受け入れた廃棄物を再資源化できる物と再資源化できない物に分け、それぞれ異なる方法で処分するような場合は、「処分方法ごとの処分量」の算出が必要となります。

図 2-3-1 のように、「受け入れた廃棄物 (①)」が「処分方法 A」と「処分方法 B」に枝分かれする場合、「処分方法 A で処分される量 (②)」及び「処分方法 B で処分される量 (③)」が「処分方法ごとの処分量」にあたります。

また、本手引きでは、「受け入れた廃棄物 (①)」に対する「処分方法ごとの処分量 (②、③)」それぞれの比率 (「②/①」及び「③/①」) を「処分方法ごとの割合」といいます。

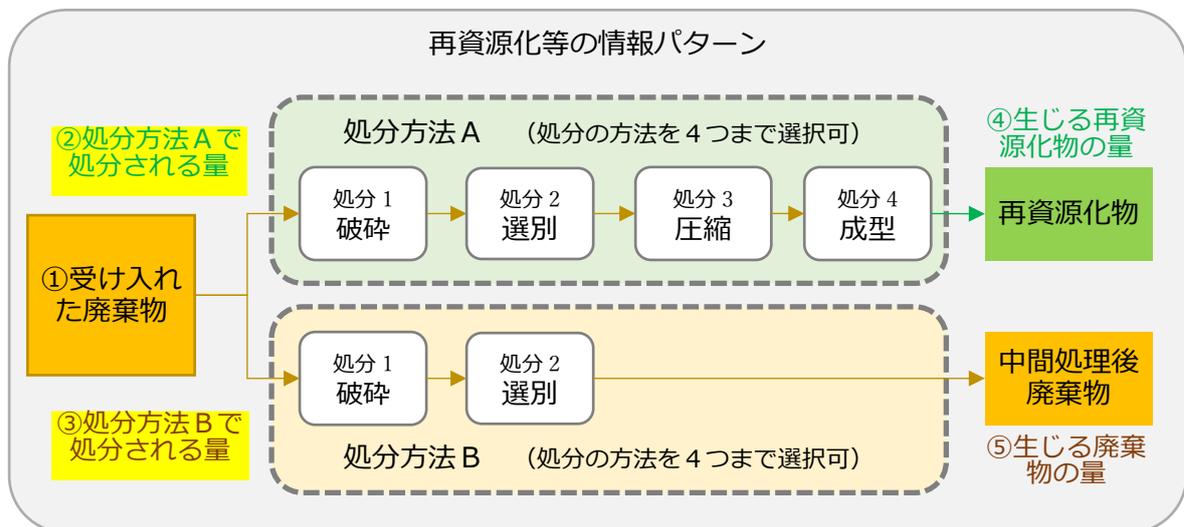


図 2-3-1 「処分方法」が分かれる場合のイメージ

例えば、図 2-3-2 の例では「基準重量」：100 kg

「処分方法ごとの処分量」：「選別・破碎」50 kg 「選別・焼却」50 kg

「処分方法ごとの割合」：「選別・破碎」50% 「選別・焼却」50%

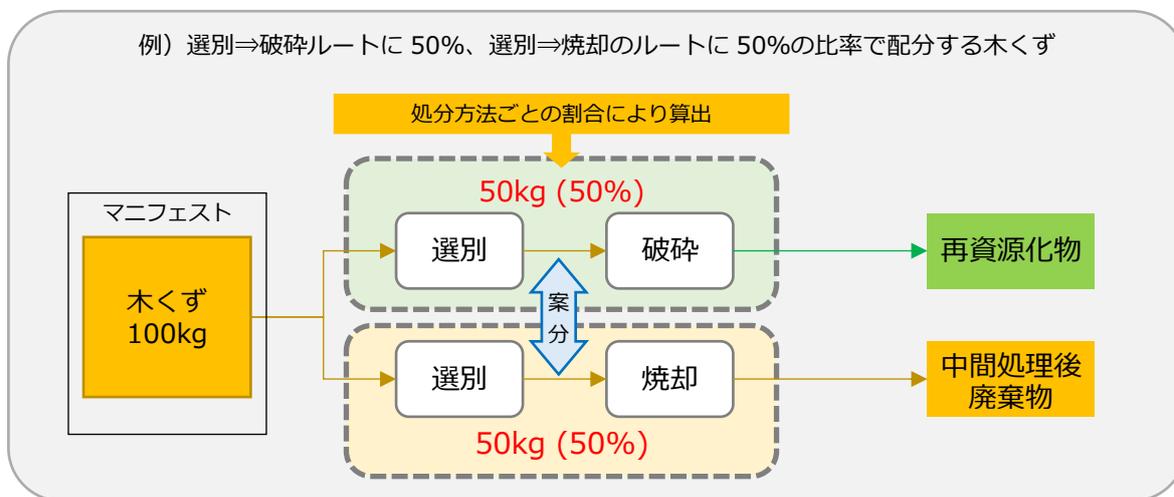


図 2-3-2 「処分方法ごとの割合」による「処分方法ごとの処分量」の算出

(2)「基準重量」とは

処分業者が排出事業者から受け入れ、処分の対象とする廃棄物の量をkg単位で表したものを「基準重量」といいます。後述する「処分方法ごとの処分量」や「再資源化物及び中間処理後廃棄物の量」の算出にあたって基準となる重量です。

電子マニフェストへの数量の入力にあたっては、体積 (m³) 単位など、重量以外の単位での入力も認められていますが、実態に即した「再資源化等の情報」を入力していくためには「受け入れた廃棄物量」を重量 (kg又はt) 単位で、できる限り実測値に基づいて把握することが重要となります。

そこで、電子マニフェスト (Web 方式) では、次の考え方により、「基準重量」が自動的に決まりシステム上に入力されます。

- ・マニフェストに「処分業者の受入量」のデータがある場合は、台貫等により実測されている可能性が高いと考えられる「処分業者の受入量」を「基準重量」とします。
- ・「処分業者の受入量」の入力がない場合は「収集運搬業者の運搬量」を、「収集運搬業者の運搬量」の入力もない場合は「排出事業者が登録した数量」を「基準重量」とします。
- ・上記の考え方で選択された「基準重量」が体積 (m³) 単位等の場合は、換算計数でkgの廃棄物量に換算します。

なお、処分終了報告 (最終) 又は最終処分終了報告を行う時点で、上記の考え方で入力された基準重量を処分業者が任意に変更することも可能です。

(3)「処分方法ごとの処分量」の算出方法

産業廃棄物処理の現場では複数のマニフェストの廃棄物をまとめて処分しているため、マニフェスト1件ごとの廃棄物がどのような内訳で処分されたかを正確に把握することは困難です。そこで、今回新たに追加された廃棄物処理法施行規則第8条の34の3の2では、「処分方法ごとの処分量」の報告にあたり「当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出される処分量を含む。」として、計算値によることを認めています。

電子マニフェスト（Web方式）では、同等の種類・組成・性状・等級の廃棄物の処理実績等を参考に、廃棄物の種類・組成・性状・等級などに応じて「処分方法ごとの割合」を設定し、マニフェストごとの「基準重量」と掛け合わせることにより、「処分方法ごとの処分量」を算出します。

【処分方法ごとの処分量の算出方法】

- 各施設の稼働実績を参考に「処分方法ごとの割合」を算出してください。
 - ◇ 廃棄物の種類・組成・性状・等級などに応じた「処分方法ごとの割合」を事前に整理しておきます
- マニフェストごとの基準重量と、当該マニフェストの廃棄物に適した「処分方法ごとの割合」を掛け合わせるにより、「処分方法ごとの処分量」を算出してください。

$$\text{処分方法ごとの処分量} = \text{基準重量} \times \text{処分方法ごとの割合}$$

例) 廃プラスチック類、金属くず、木くず紙くず等の混合廃棄物を処分する場合

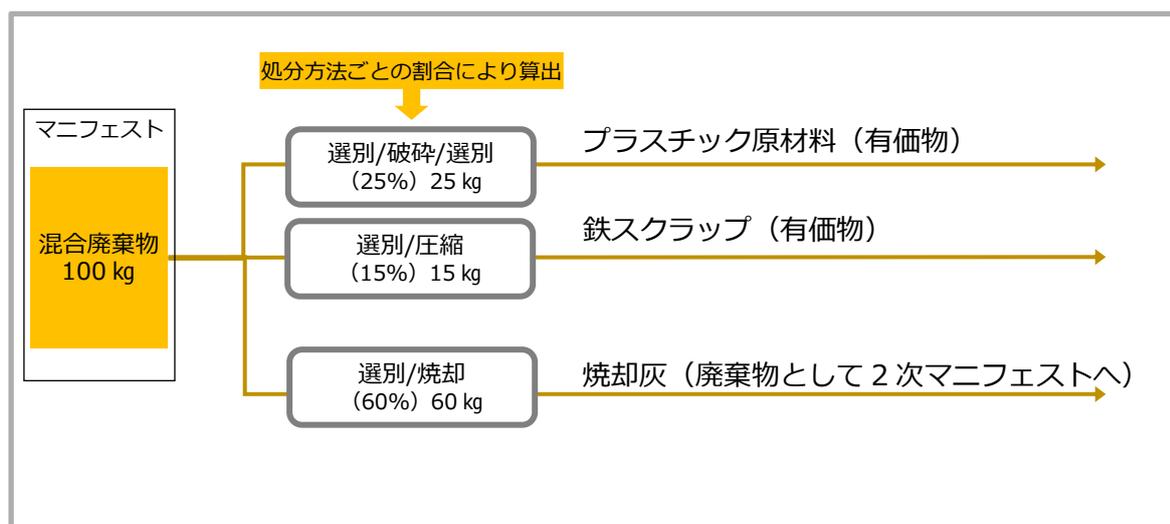


図 2-3-3 処分方法ごとの処分量の算出例

1)「処分方法ごとの割合」の求め方

「処分方法ごとの割合」は、処分事業場ごとの実績（施設の処理量や稼働実績の記録簿等）から算出してください。

2)処分方法や処理後物の種類や行先が異なる場合の設定

「処分方法ごとの割合」は、原則として図 2-3-3 のように異なる「処分方法」を並列で実施する場合にそれぞれの「処分方法」ごとに設定します。

このほか、「処分方法」が同じであっても、次の例のように「処理後物の種類」が異なる場合等に設定します（「第3章 再資源化等の情報パターン」をご確認ください。）。

例)「処分方法」は「破碎/選別」であるが、「処理後物」がプラスチック原材料と廃プラスチック類に分かれる場合

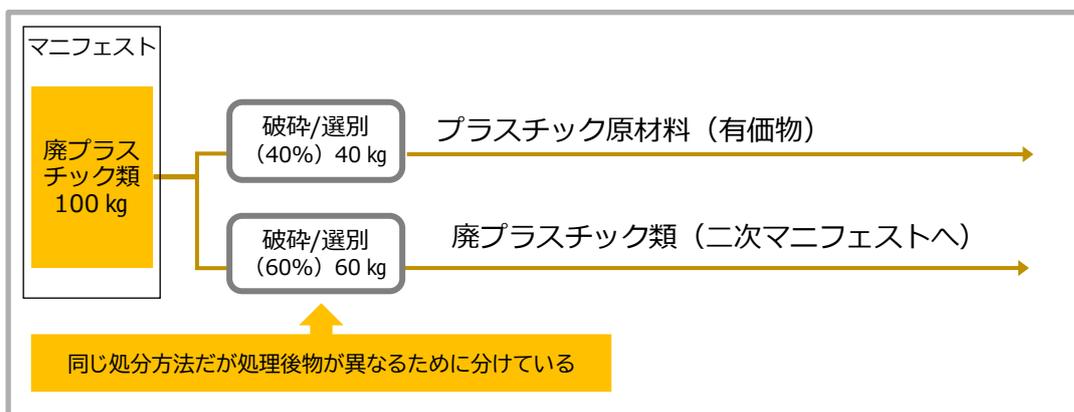


図 2-3-4 同一の処分方法で処理後物の種類が異なる例

3)「処分方法ごとの割合」の使い分け

廃棄物の種類・組成・性状・等級などに応じて「処分方法ごとの割合」は異なってきます。

例えば、図 2-3-2 の木くずの例では、リサイクル可能な物が多い（質の高い）木くずほど、選別・焼却より選別・破碎の比率が高まると考えられます。

電子マニフェストの運用においては、あらかじめ複数の「処分方法ごとの割合」を用意しておき、廃棄物の種類・組成・性状・等級などに応じて、適切な「処分方法ごとの割合」を選択します。

例) 木くずを性状に応じてチップ化又は焼却する場合の「処分方法ごとの割合」設定

表 2-3-1 品質に応じた分類の例

処分方法	処理後物	処分方法ごとの割合		
		品質高	品質中	品質低
選別/破碎	チップ (再資源化物)	80%	50%	20%
選別/焼却	燃え殻 (廃棄物)	20%	50%	50%

2-4 「処理後物の種類と量」

(1)「処理後物の種類と量」とは

「処理後物」とは、中間処理により生じる「再資源化物」及び「中間処理後廃棄物」です。

例えば、廃プラスチック類を破砕/選別してできる「プラスチック原材料（再資源化物）」や、焼却してできる「焼却灰（中間処理後廃棄物）」がこれにあたります。

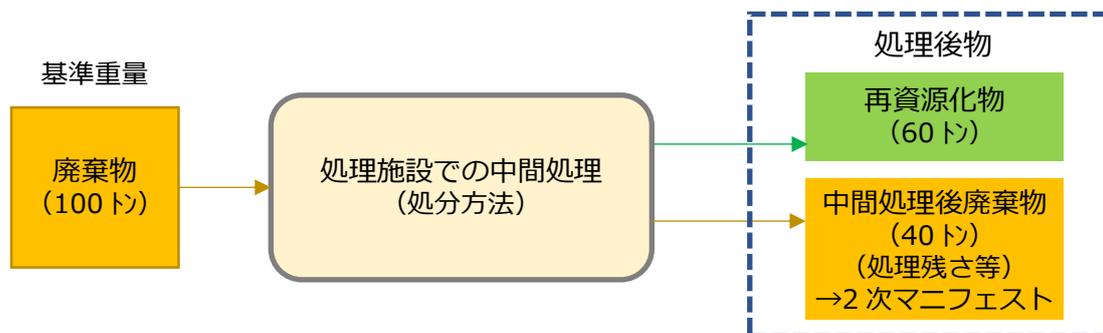


図 2-4-1 処理後物（再資源化物と中間処理後廃棄物）の概念図

1)再資源化物の種類

中間処理により生じる再資源化物（「部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態」となり、廃棄物でなくなったもの）の種類を、マニフェストごとに、表 2-4-1 の再資源化物の分類区分から選択します（再資源化物の種類選択の考え方については表 4-3-8～表 4-3-15 を参照ください）。

表 2-4-1 再資源化物の分類区分とコード番号

大分類	中分類	小分類	コードNo.	
01 飼肥料又はその原材料	01 飼料	01 配合飼料	010101	
		02 混合飼料	010102	
		03 単体飼料	010103	
		02 飼料原材料		010200
	03 肥料	01 汚泥肥料		010301
			02 堆肥	010302
			03 液肥	010303
			04 有機質肥料	010304
			05 無機質肥料	010305
		04 肥料原材料		010400
02 土壌改良材・土壌還元材	01 土壌改良材・土壌還元材	01 無機質資材	020101	
		02 有機質資材	020102	
03 建設資材又はその原材料	01 土砂	01 流動化処理土	030101	
		02 流動化処理土以外の再生土	030102	
		03 再生砂（RC10 等）	030103	
		04 分別土砂	030104	
	02 碎石	01 コンクリート用再生骨材（H、M、L）	030201	
		02 再生粒度調整碎石（RM-40 等）	030202	
		03 再生クラッシャーラン（RC-40 等）	030203	
		04 スラグ碎石	030204	
		09 その他再生碎石	030209	

	03 アスファルト混合物	01 再生アスファルト混合物（再生合材）	030301
		02 アスファルトモルタル	030302
		03 再生加熱アスファルト安定処理路盤材	030303
		09 その他再生アスファルト混合物	030309
	04 地盤改良材	01 製鋼スラグ地盤改良材	030401
		02 再生石膏地盤改良材	030402
		09 その他地盤改良材	030409
	05 石膏粉	01 再生石膏粉（石膏ボード原料）	030501
		02 再生石膏粉（石膏ボード原料以外）	030502
		09 その他建設資材	030900
04 セメント又はその原燃料	01 セメント	01 ボルトランドセメント	040101
		02 高炉セメント	040102
		03 フライアッシュセメント	040103
		09 その他セメント	040109
	02 セメント原燃料	040200	
05 鉄・非鉄金属又はその原材料	01 鉄鋼	01 せん鉄・鋼鉄	050101
		02 鉄鋼原材料	050201
	02 鉄鋼原材料	01 鉄スクラップ	050201
		02 ステンレススクラップ	050202
		09 その他鉄鋼原材料	050209
		03 非鉄金属	050301
	03 非鉄金属	01 貴金属（金、銀、白金等）	050301
		02 レアメタル（チタン、ニッケル、レアアース等）	050302
		03 ベースメタル（銅、鉛、亜鉛、アルミニウム等）	050303
		09 その他非鉄金属（水銀、カドミウム等）	050309
		04 非鉄金属原材料	050401
	04 非鉄金属原材料	01 貴金属含有スクラップ・スラッジ等	050401
		02 銅スクラップ	050402
		03 アルミニウムスクラップ	050403
		04 鉛スクラップ	050404
		09 その他非鉄金属原材料	050409
	05 金属精錬工程の添加剤	01 還元剤（コークス代替材）	050501
		02 フォーミング抑制剤	050502
		09 その他添加剤	050509
		09 金属くず由来のその他再生品	050900
06 その他製品原料	01 廃油由来の再生品	01 コンクリート離型剤	060101
		02 再生潤滑油	060102
		03 再生溶剤	060103
		04 石けん（界面活性剤）	060104
		09 廃油由来のその他再生品	060109
	02 プラスチック製品	01 ボトル	060201
		02 シート・フィルム	060202
		03 繊維製品	060203
		04 プラスチック成型品	060204
		09 廃プラスチック類由来のその他製品	060209
	03 プラスチック原材料（ペレット・フレーク等）	01 ポリエチレン（PE）	060301
		02 ポリプロピレン（PP）	060302
		03 ポリスチレン（PS）類	060303
		04 ポリエチレンテレフタレート（PET）	060304
		05 ポリ塩化ビニル（PVC）	060305
		09 その他プラスチック原材料	060309
	04 プラスチックのケミカルリサイクル生成物	01 原料・モノマー	060401
		02 コークス炉化学原料	060402
		03 生成ガス	060403
		04 生成油	060404
		09 その他ケミカルリサイクル生成物	060409
	05 紙くず・木くず由来の再生品	01 パルプ・紙	060501
		02 再生木材・合板・木質ボード	060502
		03 木くずチップ（燃料以外）	060503
		04 木炭・炭化物（燃料以外）	060504
		09 紙くず・木くず由来のその他再生品	060509

	06 繊維くず・ ゴムくず由来 の再生品	01 繊維くず（天然繊維くず）由来の再生品	060601
		02 ゴムくず（天然ゴムくず）由来の再生品	060602
	07 ガラス製品	01 ガラス短繊維	060701
		02 多孔質ガラス発泡材（軽量盛土材等）	060702
		09 その他ガラス製品	060709
	08 ガラス原材 料	01 ガラスカレット	060801
		09 その他ガラス原材料	060809
	09 鉱さい由来 の再生品	01 プラスト処理用スラグ研磨材	060901
		09 鉱さい由来のその他再生品	060909
07 中和剤など	01 中和剤	01 酸中和剤（酸を中和）	070101
		02 アルカリ中和剤（アルカリを中和）	070102
	02 廃酸又は廃 アルカリ由来 の再生品	01 再生酸性溶液	070201
		02 再生アルカリ性溶液	070202
		09 廃酸又は廃アルカリ由来のその他再生品	070209
08 燃料	01 固体状の燃 料	01 木質チップ（燃料用）	080101
		02 炭化燃料	080102
		03 RPF・RDF・フラフ燃料	080103
		04 タイヤチップ（燃料用）	080104
		09 固体状のその他燃料	080109
	02 液体・気体 状の燃料	01 バイオエタノール	080201
		02 バイオディーゼル燃料	080202
		03 持続可能な航空燃料（SAF）	080203
		04 バイオガス燃料（メタン等）	080204
		05 再生重油	080205
		06 再生補助燃料	080206
	09 液体・気体状のその他燃料	080209	

2)中間処理後廃棄物の種類

中間処理後廃棄物の種類は、JWNETの既存の「廃棄物分類コード」から選択します。

JWNET ホームページに掲載している「電子マニフェストシステム 各種コード表」をご確認ください。

参照先 URL : <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>

(2)「処理後物の量」の算出方法

「処理後物の量」（再資源化量、中間処理後廃棄物量）を算出する方法は、次の2通りが考えられます。

【処理後物（再資源化物、中間処理後廃棄物）の量の算出方法】

- a. 台貫で計量した実測値をマニフェストごとに案分
- b. 基準重量に対する再資源化物の比率（再資源化率）、基準重量に対する中間処理後廃棄物の比率（中間処理後廃棄物比率）を設定して算出

- ・再資源化物の量 = 基準重量 × 再資源化率
- ・中間処理後廃棄物の量 = 基準重量 × 中間処理後廃棄物比率

再資源化量に関しては、処理施設での実測値を用いる方法（上記 a）を基本とします。

しかし、中間処理施設では複数のマニフェストの廃棄物をまとめて処分しているため、マニフェスト1件ごとに中間処理後の再資源化物や中間処理後廃棄物の量を把握することは困難であり、多くの場合、報告時点までに実測値が得られません。

そこで、今回新たに追加された廃棄物処理法施行規則第8条の34の3の2では、「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量」の報告にあたり「当該数量を的確に算出できると認められる方法により算出される数量を含む。」として、計算値によることを認めています。

電子マニフェスト（Web方式）では、報告時点までに実測値が得られない場合等は、廃棄物の種類・組成・性状・等級などに応じて、過去の実績値や処理施設の設計値等から、「基準重量」に対する「処理後物の種類ごとの割合」（再資源化率、中間処理後廃棄物比率）を設定し、算出することができます（上記 b）。

(3)「処理後物の量」の算出の考え方

産業廃棄物処理の現場では、複数のマニフェストの廃棄物を合わせて処理することが一般的ですが、事例を単純化して理解を促進するために、ここでは単一のマニフェストの廃棄物を処理するケースを例にとって、処理形態の違いに応じた「処理後物」（再資源化物と中間処理後廃棄物）の量の算出にあたっての考え方を示します。

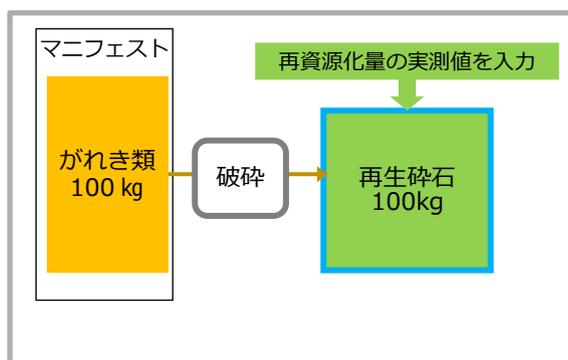
1) 再資源化量の実測値が報告時点までに得られる場合

再資源化物及び中間処理後廃棄物の量をその種類ごとに把握します。

再資源化物についてはできる限り実測値の把握に努めます。

「処分方法」が減量化を伴わない（処理前後で重量が変わらない）場合、中間処理後廃棄物の量は廃棄物の基準重量から再資源化物の量を減じることで算出することができます。

例) がれき類を破碎した結果、そのすべてが再生砕石となり、重量を把握できる場合



	廃棄物		廃棄物の流れ（処理委託）：マニフェスト対象
	再資源化物		最終処分終了報告に記載する項目
	処分方法		

図 2-4-2 再資源化量の実測値を把握できる場合

2) 再資源化量の実測値が報告時点までに得られない場合

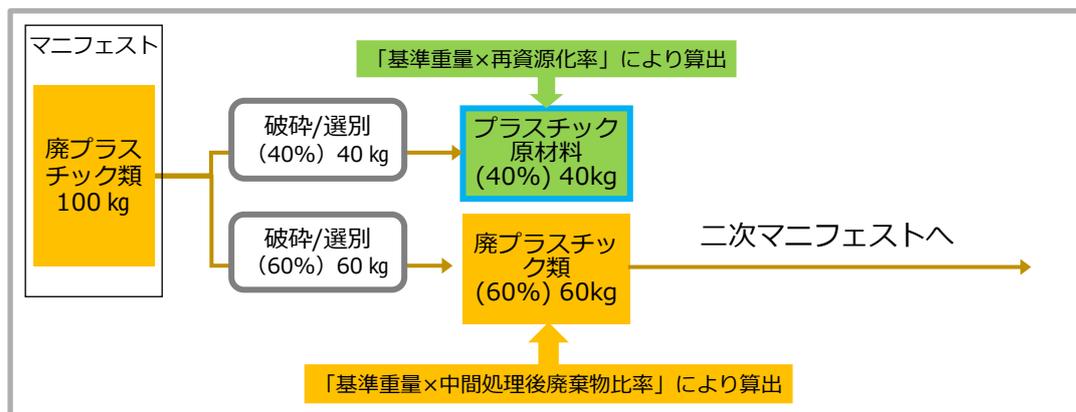
再資源化量を実測により求めることができない場合は、過去の同等の種類・組成・性状・等級の廃棄物の処理実績等を参考に、「基準重量」に対する処理後物の量の割合（再資源化率及び中間処理後廃棄物比率：以下「処理後物の種類ごとの割合」という。）を設定し、基準重量にそれぞれを乗じて再資源化量、中間処理後廃棄物量を算出することができます。

「処分方法」が減量化を伴わない（処理前後で重量が変わらない）場合には、「処分方法ごとの割合」と「処理後物の種類ごとの割合」が一致します。

例) 過去の実績から、廃プラスチック類を破碎/選別し、40%が再生されてプラスチック原材料となり、60%は廃プラスチック類として2次処理に回る場合

処分方法	処分方法ごとの割合	処理後物の種類	処理後物の種類ごとの割合
破碎/選別	40%	プラスチック原材料（再資源化物）	40%
破碎/選別	60%	廃プラスチック類（廃棄物）	60%

※ 「処分方法」が同一であっても、「処理後物」が異なる場合は「処分方法ごとの割合」も分けて考えます。



	廃棄物		廃棄物の流れ（処理委託）：マニフェスト対象
	再資源化物		最終処分終了報告に記載する項目
	処分方法		

図 2-4-3 「処理後物の種類ごとの割合」①

この例で「基準重量」が 300 kg であれば、「処理後物の種類ごとの割合」を乗じて「処理後物の量」を算出すると、プラスチック原材料が 120 kg、廃プラスチック類が 180kg となります。

3) 中間処理により重量が変化する場合

焼却や脱水のように、処分により重量が変化する「処分方法」の場合には、同等の種類・組成・性状・等級の廃棄物の処理実績等を参考に、中間処理過程における「減量後の割合」を勘案した「処理後物の種類ごとの割合」を設定し、再資源化物量、中間処理後廃棄物量を算出することができます。

中間処理過程における「減量後の割合」は、過去の実績や施設的设计値から算出してください。

3)-1 減量化する処分方法の例

中分類が脱水系（濃縮・脱水、乾燥）、熱処理系（焼却等）、微生物系（発酵）は水分の蒸発、微生物による分解やガス化等により減量化します。そのほかの処分においても、処分の過程で加熱され、水分が蒸発する場合等（例：成形・固化の過程で熱を加える場合等）には「減量後の割合」を勘案して「処理後物の種類ごとの割合」を算出してください。

3)-2 「減量後の割合」を勘案した「処理後物の種類ごとの割合」とは

「減量後の割合」を勘案した「処理後物の種類ごとの割合」は、具体的には「減量後の割合」と「処分方法ごとの割合」を乗じて設定することができます。

自社施設の過去の実績や設計値等から廃棄物の種類ごとの「減量後の割合」を次表のように整理できる場合には、次の例のように計算することができます。

表 2-4-2 減量後の割合を整理した例

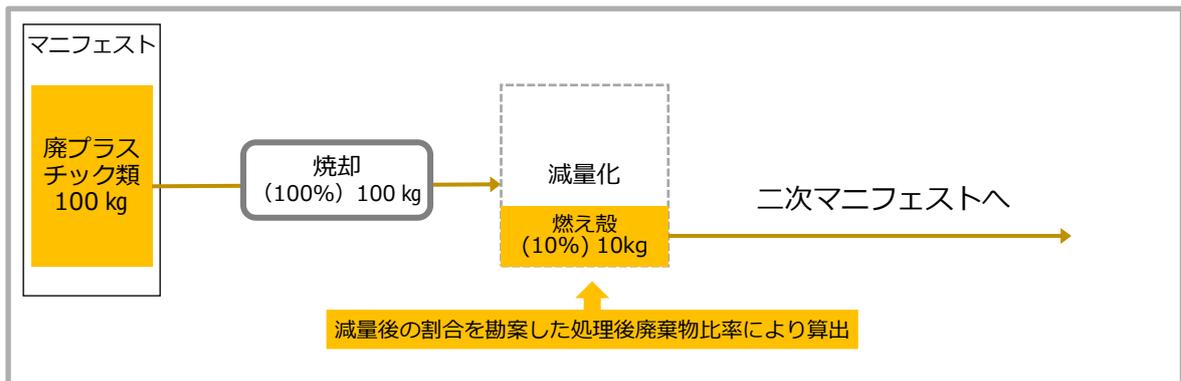
受託する廃棄物の種類	処分方法	減量後の割合
廃プラスチック類	焼却	10%
木くず	焼却	7%
紙くず	焼却	8%

※ 表はあくまで例示です。「減量後の割合」は過去の実績等からそれぞれ算出してください。

例 1) 廃プラスチック類を焼却した場合

⇒ 廃プラスチック類の焼却による「減量後の割合」は 10%なので、「基準重量」の 100%の木くずを焼却すると「基準重量」に対して 10%の重量の燃え殻になる

処分方法	処分方法ごとの割合	処理後物の種類	処理後物の種類ごとの割合
焼却	100%	燃え殻 (廃棄物)	10%



	廃棄物	→	廃棄物の流れ (処理委託) : マニフェスト対象
	再資源化物		最終処分終了報告に記載する項目
	処分方法		

図 2-4-4 「処理後物の種類ごとの割合」②

受託した廃プラスチック類の「基準重量」が 300 kgの場合は、これに「処理後物の種類ごとの割合」を乗じて「処理後物の量」を算出すると、燃え殻が 30 kgとなります。

例 2) 混合廃棄物（プラスチック類：25%、金属：15%、木くず：60%）の選別・焼却の場合

- 選別し、プラスチック、金属は再資源化する
 - 木くずは焼却する
- ⇒ 木くずの焼却による「減量後の割合」は7%なので、「基準重量」の60%の木くずを焼却すると「基準重量」に対して4.2%の重量の燃え殻になる

処分方法	処分方法ごとの割合	処理後物の種類	処理後物の種類ごとの割合
選別/破碎	25%	プラスチック原材料（再資源化物）	25%
選別/圧縮	15%	鉄スクラップ（再資源化物）	15%
選別/焼却	60%	燃え殻（廃棄物）	4.2%

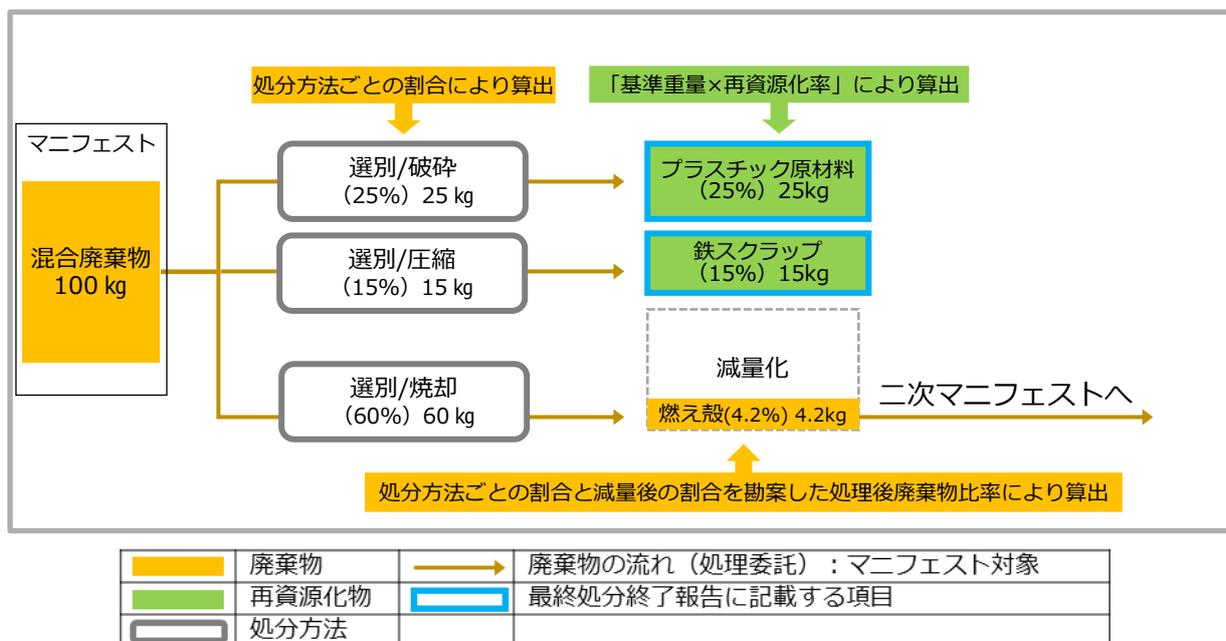


図 2-4-5 「処理後物の種類ごとの割合」③

受託した混合廃棄物の「基準重量」が 500 kg の場合は、これに「処理後物の種類ごとの割合」を乗じて「処理後物の量」を算出すると、プラスチック原材料 125 kg、鉄スクラップが 75 kg、燃え殻が 21 kg となります。

(4)「処理後物の量」の算出のイメージ

ここまでの例では、便宜上マニフェストが一つのみの事例を示していましたが、複数のマニフェストの廃棄物を合わせて処理する産業廃棄物処理の現場においても、前項の考え方で算出した「処理後物の種類ごとの割合」を用いてマニフェストごとの「基準重量」を案分することで、「処理後物」（再資源化物と中間処理後廃棄物）の量をマニフェストごとに算出することができます。

ただし、同じ「処理後物の種類ごとの割合」を用いるためには、同じ種類・組成・性状・等級の廃棄物でないと「処理後物」の量が適切に算出できません。受け入れる廃棄物の性状が一定でない場合は、「処理後物の種類ごとの割合」をあらかじめ複数用意しておき、廃棄物の性状によって使い分けます。

実際に電子マニフェスト（Web方式）に「再資源化等の情報」を入力する際は、「処理後物の種類ごとの割合」のみでなく、「処分方法」「処分方法ごとの割合」を組み合わせた「再資源化等の情報パターン」を使用します（第3章「再資源化等の情報パターン」参照）。

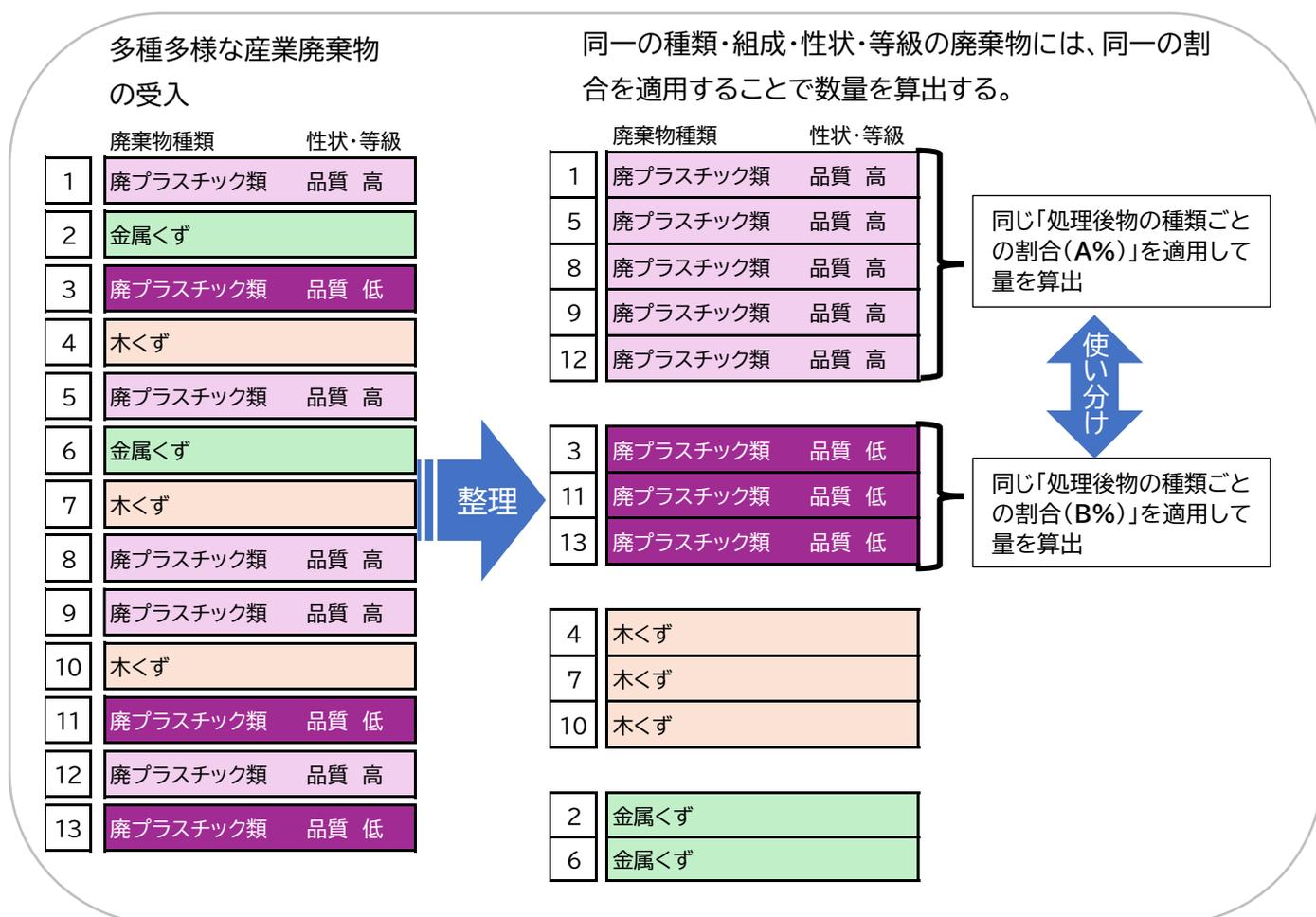


図 2-4-6 多種多様の廃棄物種類を報告する際のイメージ

(5) 2次処理委託先以降での最終処分/再資源化量の取扱い

ここまでは、自社における「再資源化等の情報」の把握、算出方法についての説明でしたが、新たに法定記載事項（必須項目）として把握・入力する「再資源化等の情報」には、2次処理委託先以降の情報も含まれます。

例えば、図 2-4-7 の場合、排出事業者から委託を受けた A 社では再資源化物が生じませんが、2次処理委託先 B 社での中間処理により再資源化物（プラスチック原材料）が 60kg 生じていること、再資源化できないものは C 社で焼却し、その焼却灰は D 社で埋め立てていることについて、A 社から排出事業者へ報告することが必要です。

こうした2次処理委託先以降も含めた最終処分/再資源化量を把握するため、処分業者は、過年度の実績データ等を踏まえて自社事業場における再資源化等の情報を把握するとともに、委託先での再資源化状況についても「再資源化等の情報」を収集・整理しておく必要があります（第 3 章「再資源化等の情報パターン」参照）。

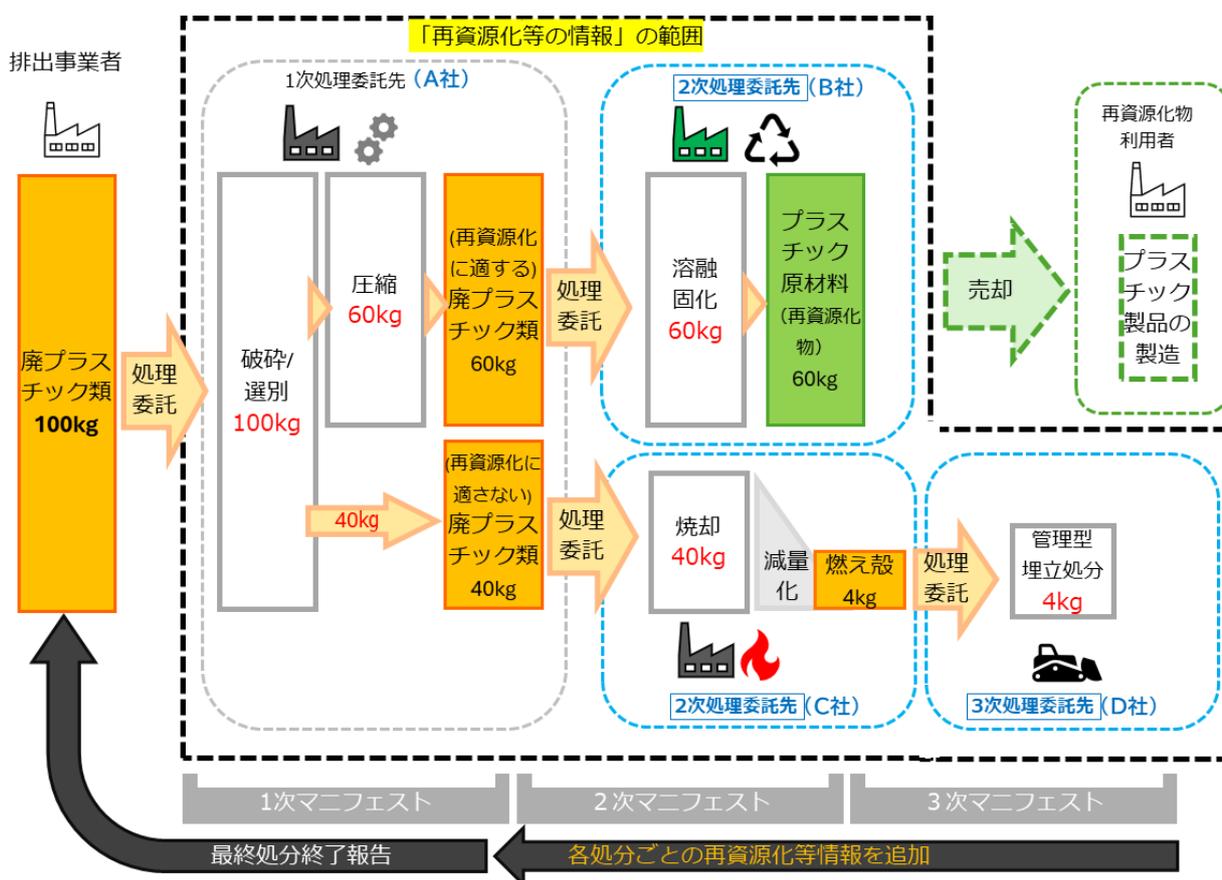


図 2-4-7 「再資源化パターン」の全体像 (図 2-1 再掲)

第3章 再資源化等の情報パターン

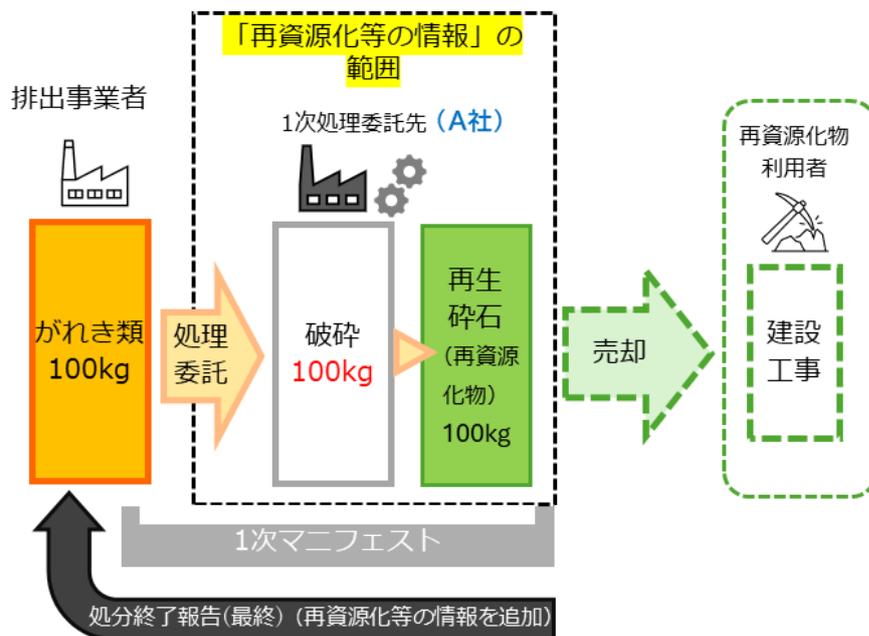
3-1 「再資源化等の情報パターン」作成の準備

(1)再資源化等の情報パターンとは

受託した産業廃棄物が最終処分又は再生されるまでのすべての処分について、各処分の「処分業者/処分事業場」「処分方法」、「処分方法ごとの割合」、「処理後物の種類」、「処理後物の種類ごとの割合」を報告用に組み合わせた一式を電子マニフェストでは「再資源化等の情報パターン」（以下「パターン」という。）と呼びます。

次に示す例（図 3-1-1～7-3）は A 社が報告する「再資源化等の情報」のパターンの例です。処分に関わる処分業者それぞれがどのような処分をしているか、「基準重量」に対してどのくらいの量を取り扱ったのかを割合で示しています。

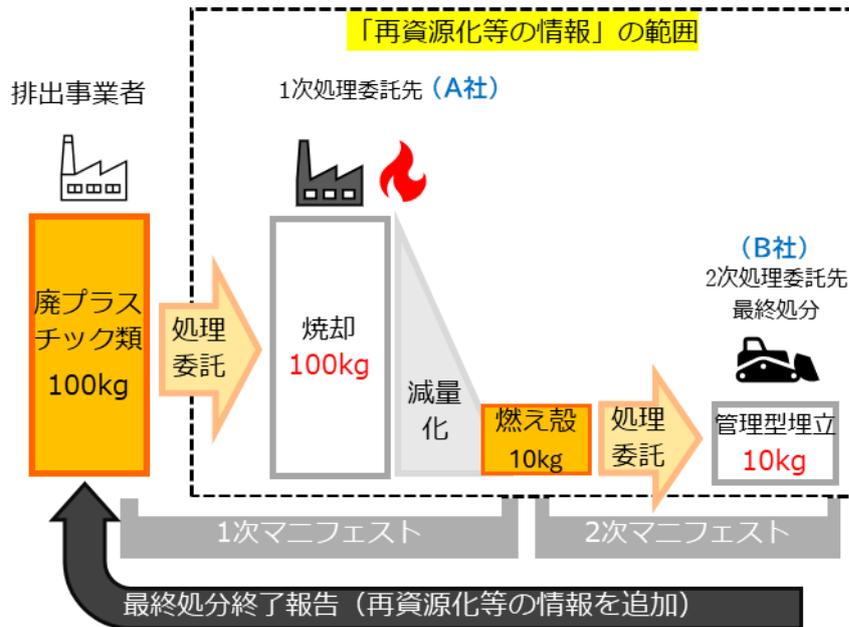
例 1）自社（A 社）でがれき類を破砕し、すべてを再生砕石として再資源化する場合



マニフェスト区分	処分業者/処分事業場	処分方法	処分方法ごとの割合	処理後物の種類	処理後物の種類ごとの割合
1次	A社(自社) /aa 処分場	破砕	100%	再生砕石 (再資源化物)	100%

図 3-1-1 「再資源化等の情報パターン」の例①

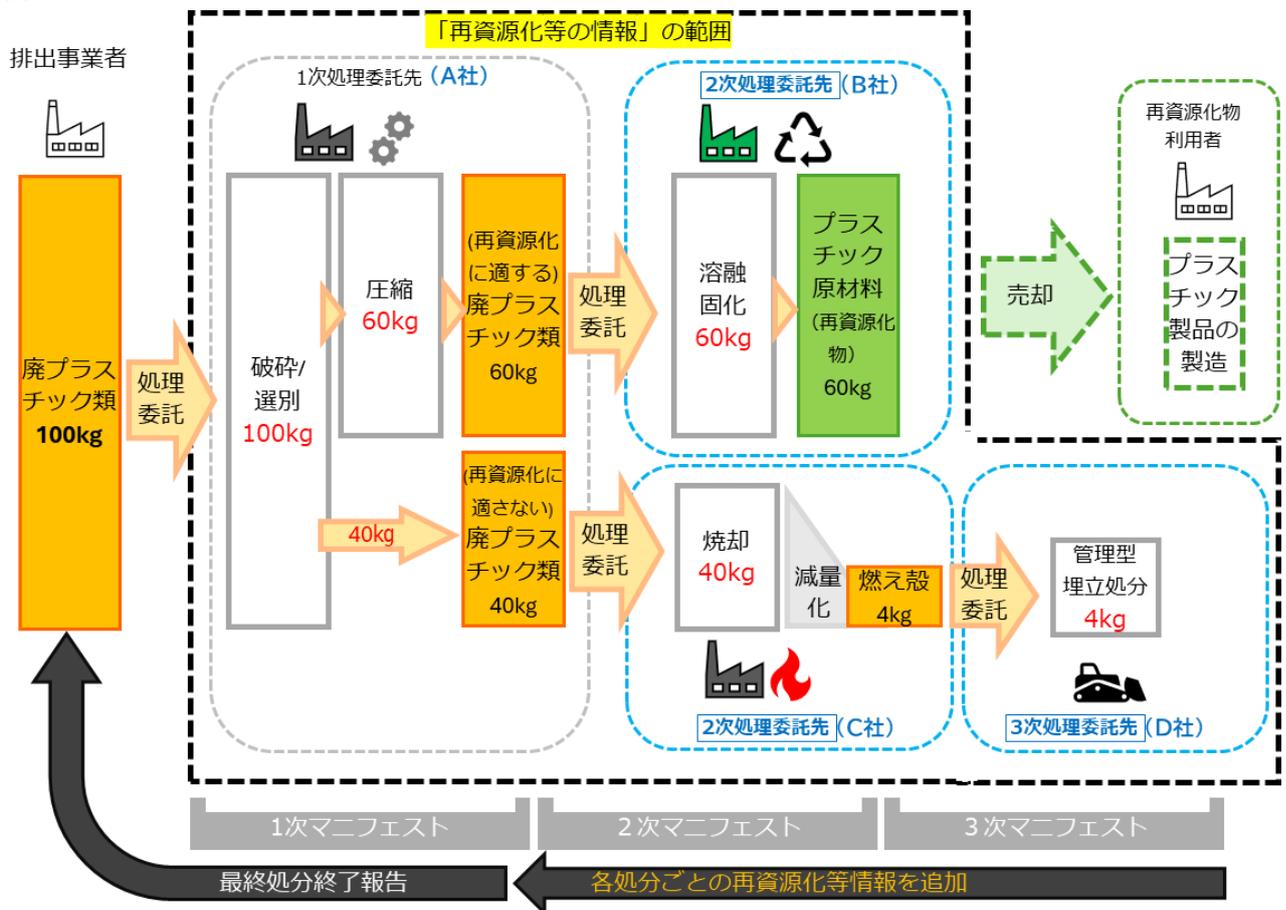
例 2) 自社 (A 社) で廃プラスチック類を焼却し、B 社に埋め立て処分を委託する場合



マニフェスト区分	処分業者/処分事業場	処分方法	処分方法ごとの割合	処理後物の種類	処理後物の種類ごとの割合
1次	A社(自社) / aa 焼却施設	焼却	100%	燃え殻 (廃棄物)	10%
2次	B社/bb 埋立処分場	管理型埋立	10%	燃え殻 (廃棄物)	10%

図 3-1-2 「再資源化等の情報パターン」の例②

例 3) 自社 (A 社) で廃プラスチック類を選別し、B 社に再資源化、C 社に焼却を委託する場合



マニフェスト区分	処分業者/処分事業場	処分方法	処分方法ごとの割合	処理後物の種類	処理後物の種類ごとの割合
1次	A社(自社) /aa 処分場	破碎/選別/圧縮	60%	廃プラスチック類 (廃棄物)	60%
1次	A社(自社) /aa 処分場	破碎/選別	40%	廃プラスチック類 (廃棄物)	40%
2次	B社/bb 工場	溶融/固形化	60%	プラスチック原材料 (再資源化物)	60%
2次	C社/cc 焼却施設	焼却	40%	燃え殻 (廃棄物)	4%
3次	D社/dd 埋立処分場	管理型埋立	4%	燃え殻 (廃棄物)	4%

図 3-1-3 「再資源化等の情報パターン」の例③

(2)再資源化等の情報パターンのポイント

パターンは受託した廃棄物のすべてが廃棄物でなくなるまでの処分の流れのすべてを表しています。このことから、パターンを作成する際には次のポイントに留意してください。

1)1 次マニフェストの「処分方法ごとの割合」の合計は 100%

受託した廃棄物をすべて処分しないと最終処分終了報告はできません。1 次マニフェストの「処分方法ごとの割合」の合計が必ず 100%になるようにしてください。なお、1 次処理で再資源化したり減量化することがあるため、2 次マニフェスト以降の「処分方法ごとの割合」の合計は 100%にならなくても問題ありません。

2)パターンには「埋立処分」又は「再資源化物」が入る

受託した廃棄物が埋立処分されるか、再資源化されるまでは最終処分を終了したことにはなりません。パターンは次の条件のいずれか、又は双方を満たす必要があります。

- ①「処分方法」が埋立処分
- ②「処理後物の種類」が再資源化物

マニフェスト区分	処分業者 / 処分事業場	処分方法	処分方法ごとの割合	処理後物の種類	処理後物の種類ごとの割合
1 次	A 社(自社) / aa 処分場	破碎/選別/圧縮	60%	廃プラスチック類(廃棄物)	60%
1 次	A 社(自社) / aa 処分場	破碎/選別	40%	廃プラスチック類(廃棄物)	40%
2 次	B 社 / bb 工場	溶融/固形化	60%	プラスチック原材料(再資源化物)	60%
2 次	C 社 / cc 焼却施設	焼却	40%	燃え殻(廃棄物)	4%
3 次	D 社 / dd 埋立処分場	管理型埋立	4%	燃え殻(廃棄物)	4%

1 次マニフェストの「処分方法ごとの割合」の合計は 100%

①処分方法が「埋立処分」
②処理後物の種類が再資源化物
どちらか(又はどちらも)が必ず入っている。

図 3-1-4 パターンの確認ポイント

なお、パターンを見るのみで、埋立処分される割合(図 3-1-4 では 4%)、再資源化される割合(図 3-1-4 では 60%)であることがわかります。これらの合計と 100%との差分は減量化される割合になります(図 3-1-4 では 34%)。

3) 処分する廃棄物の種類と処理後物の種類の関係

1次マニフェストの処理後物の種類が2次マニフェストで処分する廃棄物の種類になります。処理後物の種類が再資源化物であった場合には次のマニフェストには繋がりません。

表 3-1-1 処分する廃棄物の種類と処理後物の種類の関係

マニフェスト区分	処分する廃棄物の種類	処理後物の種類
1次マニフェスト	排出事業者から受託した廃棄物の種類	再資源化物
		1次の中間処理後廃棄物の種類
2次マニフェスト	1次の中間処理後廃棄物の種類	2次の中間処理後廃棄物の種類
3次マニフェスト	2次の中間処理後廃棄物の種類	再資源化物

4) 再資源化物利用者(売却先)の情報について

再資源化物について、その利用先・売却先の名称、所在地等の情報は電子マニフェストにかかる報告事項の対象外です。パターンに設定する必要はありません。

(3)再資源化等の情報パターン作成のための情報整理

ここからはパターンを作成するための準備として、第2章で説明した項目をパターンに反映するための考え方及び情報の整理について説明します。前述のとおり、パターンではそれぞれの段階における「処分方法ごとの量」、「処理後物の種類ごとの量」をあらかじめ設定した割合で算出していきます。実態に則した値を算出するには、この割合の設定が非常に重要になりますので、処分の帳簿（廃棄物処理法施行規則第10条の8）等を参考に過去の実績を踏まえて設定してください。

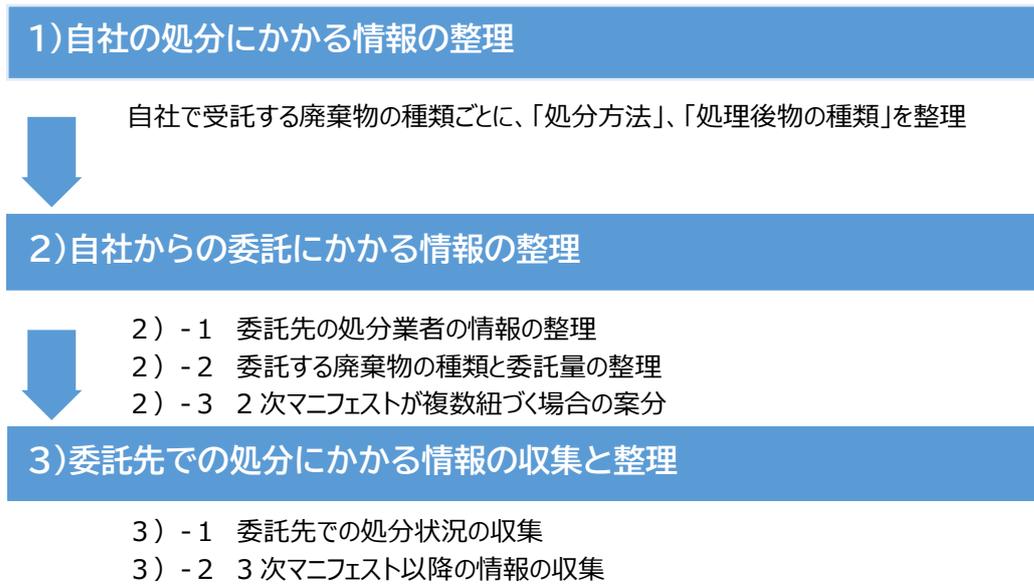


図 3-1-5 パターン作成の事前準備フロー

1)自社の処分にかかる情報の整理

自社で受託する廃棄物の種類ごとに、「処分方法」、「処理後物の種類」を整理します。

- 焼却や脱水のように、処分の前後で重量が変化する場合にはここで「減量後の割合」を整理し、パターンに「処理後物の種類ごとの割合」を設定するときの参考にします（p22「中間処理により重量が変化する場合」参照）。
- 処理後物の種類が複数ある場合（混合廃棄物を選別する等）には、ここですべての処理後物を書き出して整理します。
- 「処分方法ごとの割合」、「処理後物の種類ごとの割合」は廃棄物の種類・組成・性状・等級によって異なるため、後ほどパターンを作成するときに設定しますので、ここではそれ以外の情報を整理してください。

表 3-1-2 自社の処分にかかる情報の整理（自社情報整理表）の例

受託する廃棄物の種類	処分方法	減量後の割合	処理後物の種類
廃プラスチック類	選別/破砕	—	廃プラスチック類（廃棄物）
木くず	選別/破砕	—	木くずチップ（再資源化物）
木くず	選別/破砕	—	木くず（廃棄物）
汚泥	脱水	12%	汚泥（廃棄物）
混合廃棄物	破砕/選別	—	廃プラスチック類（廃棄物）
混合廃棄物	破砕/選別	—	鉄スクラップ（再資源化物）
混合廃棄物	破砕/選別	—	ガラス・陶磁器くず（廃棄物）

2) 自社からの委託にかかる情報の整理

2)-1 委託先の処分業者の情報の整理

委託先の「処分業者の名称と許可番号」、「処分事業場の名称と所在地」及び「処分方法」については、委託契約書とその添付書類（許可証の写し）から確認することができます（p 5～6 参照）。これらの情報は基本設定画面から設定しておくことができます。

2)-2 委託する廃棄物の種類と委託量の整理

自社が 2 次マニフェストを発行して処分を委託する廃棄物の種類と数量を整理します。これらの情報は事業場ごとに備える処分の帳簿（廃棄物処理法施行規則第 10 条の 8）を参考にしてください。

表 3-1-3 処分事業者の帳簿記載事項（抜粋）

区分	帳簿記載事項
処分	(~略~) ・処分した場合には、処分方法ごとの処分量 ・ <u>処分</u> （埋立処分及び海洋投入処分を除く。） <u>後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量</u>
処分の委託	・受託者ごとの委託の内容及び委託量

2)-3 2 次マニフェストが複数紐づく場合の案分

一つの種類の中間処理後廃棄物に対して持出先が複数あり、2 次マニフェストが複数紐づく場合、それぞれに委託した量を最終処分終了報告時までに正確に把握することは困難です。

このような場合に、委託先での「処分方法ごとの処分量」を算出する準備として、処分の帳簿により把握される「持出先ごとの持出量」により持出先ごとの量の割合（「以下「持出先ごとの割合」を整理しておきます。

例) 焼却処分後の焼却灰について、2次マニフェストが2つ紐づいている場合の案分の例

- 処分の帳簿において、焼却灰の委託量が8,000 kg、そのうち、X埋立処分場への持出量が6,000 kg、Y埋立処分場への持出量が2,000 kgである場合。
 - 焼却灰の委託先ごとの重量をX埋立処分場に75%、Y処分場に25%として計算する。

表 3-1-4 持出先ごとの割合の例

委託する 処理後物の種類	処分業者/ 処分事業場	持出先ごとの 持出量	持出先ごとの 割合
焼却灰	X社/xx 埋立処分場	6,000 kg	75%
	Y社/yy 埋立処分場	2,000 kg	25%

3)委託先での処分にかかる情報の収集と整理

3)-1 委託先での処分状況の収集

2次マニフェストの再資源化等の情報をパターン化するために、自社で整理した情報と同様に、委託先における情報を委託先に確認してください。また、委託先からの「処理後物の種類」が廃棄物である場合、3次マニフェストを用いてどこに処理委託をしているか(持出先)、それぞれに持ち出す量の割合(持出先ごとの割合)についても確認してください。

表 3-1-5 委託先情報整理表の例

廃棄物種類	処分業者/ 処分事業場	処分方法	減量後 の割合	処理後物の種類	持出先と持出 先ごとの割合
廃プラスチック類	B社/ bb工場	熔融/固形化	—	プラスチック原材料 (再資源化物)	—
廃プラスチック類	C社/ cc焼却施設	焼却	10%	燃え殻(廃棄物)	X社(50%) Y社(30%) Z社(20%)
木くず	C社/ cc焼却施設	焼却	10%	燃え殻(廃棄物)	X社(50%) Y社(30%) Z社(20%)
木くず	D社/ dd堆肥化工場	発酵	60%	堆肥(再資源化物)	—
ガラス・陶磁器くず	D社/ dd処分場	安定型埋立	—	ガラス・陶磁器くず (廃棄物)	—

3)-2 3次マニフェスト以降の情報の収集

直接の委託先で最終処分/再資源化が完了せず、3次マニフェスト以降の処理がある場合についても、それぞれの処分業者の「再資源化等の情報」を収集します。

表 3-1-6 3次以降委託先情報整理表の例

廃棄物種類	処分業者/ 処分事業場	処分方法	減量後 の割合	処理後物の種類	持出先と持出 先ごとの割合
燃え殻	X社/ xx埋立処分場	管理型埋立	—	燃え殻（廃棄物）	—
燃え殻	Y社/ yy埋立処分場	管理型埋立	—	燃え殻（廃棄物）	—
燃え殻	Z社/ zz埋立処分場	管理型埋立	—	燃え殻（廃棄物）	—

多くの場合、委託契約時に最終処分の場所にいるまでに関与する処分業者は把握されていますが、3次マニフェスト以降の処分業者とは直接契約がないため、委託先を通じて情報を収集します。3次マニフェストでも最終処分/再資源化に至らない場合には、4次、5次の事業者の情報も同時に収集してください。

既に委託先の処分業者において最終処分/再資源化に至るまでの再資源化等の情報をパターン化して取りまとめている場合には、その情報の提供を受けて活用してください。

なお、2次マニフェストを電子マニフェストで運用している場合で、受託者が既に再資源化等情報を入力している場合は、この情報を参考にして再資源化等の情報パターンを作成することができます（p45～46参照）。

4)自社から委託元への情報提供

上述のとおり、処分業者から廃棄物の処理を受託している場合には、受託廃棄物にかかる「再資源化等の情報」を求められます。自社において作成したパターンのうち、受託する廃棄物の種類・組成・性状・等級に見合う情報を委託元に提供してください。

3-2 「再資源化等の情報パターン」の作成

(1)再資源化等の情報のデータ構成

再資源化等の情報パターンは、「マニフェスト区分」、「処分業者/処分事業場」、「処分方法」、「処分方法ごとの割合」、「処理後物の種類」、「処理後物の割合」の順に横に並べ、一つのマニフェストの中で「処分方法」、「処理後物の種類」が異なる場合や、2次マニフェストや3次マニフェストなどマニフェストの区分が変わる場合に縦に列を増やして作成します。

実際に電子マニフェストに入力された再資源化等の情報も、パターンと同様に2次マニフェスト、3次マニフェストの情報が増えると縦方向に情報が追加されます。

マニフェスト区分	処分業者/処分事業場	処分方法	処分方法ごとの割合	処理後物の種類	処理後物の割合
1次	自社/焼却施設	焼却	100%	焼却灰(廃棄物)	10%
2次	B社/bb処分場	管理型埋立	10%	焼却灰(廃棄物)	10%

図 3-2-1 縦方向に並べた再資源化等情報のパターンの例

ここからは、視覚的に廃棄物の流れをわかりやすくするため、1次マニフェストと2次マニフェストのつながりを横に並べて図式化し説明します。

1次マニフェスト					2次マニフェスト				
処分業者/処分事業場	処分方法	処分方法ごとの割合	処理後物の種類	処理後物の割合	処分業者/処分事業場	処分方法	処分方法ごとの割合	処理後物の種類	処理後物の割合
自社/焼却施設	焼却	100%	焼却灰(廃棄物)	10%	B社/bb処分場	管理型埋立	10%	焼却灰(廃棄物)	10%

図 3-2-2 横方向に並べた再資源化等情報のパターンの例

(2)再資源化等の情報のパターンの作成

1次manifestのみで完結するパターン、2次manifestがあるパターン、3次manifest以降があるパターンの違いにより、パターン作成の難易度は異なります。

1) 1次manifestで完結するパターン(自社の情報のみで作成)

自社が埋立処分場（最終処分場）である場合や受け入れた廃棄物をすべて再生するため2次manifestがない場合です。この場合にも再資源化情報パターンを設定します。

1次manifestで完結する（処分終了報告で報告区分を「最終」とする）場合は、①「処分方法」が「埋立処分」、②「処理後物の種類」が「再資源化物」の2つの条件のいずれか、又は両方を必ず満たしてください。

例1) 自社で木くずを破砕し、すべてが木くずチップとして再資源化される場合

1次manifest				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合
自社/ aa工場	破砕/選別	100%	木くずチップ (再資源化物)	100%

図 3-2-3 1次manifestのみで完結するパターン①

例2) 自社で木くずを破砕し、20%を木くずチップとして、80%を堆肥化する場合（堆肥化による減量後の割合が60%とした場合）

1次manifest				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合
自社/ aa工場	破砕/選別	20%	木くずチップ (再資源化物)	20%
自社/ aa工場	破砕/選別 /発酵	80%	堆肥 (再資源化物)	48%

基準重量の80%が堆肥化され、減量後の割合が60%であるため、基準重量の48%の堆肥ができる。

図 3-2-4 1次manifestのみで完結するパターン②

2) 2次マニフェストがあるパターン(委託先の情報まで必要)

2次マニフェストがある場合は、委託先の処分業者を含めたパターンを作成する必要があります。まずは廃棄物の流れを組立て、過去の実績を参考に「処分方法ごとの割合」「処理後物の割合」を設定してパターンを作成します。

例) 自社において廃プラスチック類を焼却し、焼却灰の埋立を委託する場合

- 処分方法は全量を焼却する
- 自社の焼却による減量後の割合は10%
- 焼却灰をX社、Y社の2者にそれぞれ埋立を委託
- 自社から委託する持出先ごとの割合はX社に80%、Y社に20%

2)-1 廃棄物の流れの整理

はじめに、把握した廃棄物の流れをつなげて図式化します。まずは割合以外の「処分業者/処分事業場」、「処分方法」、「処理後物の種類」のみを並べてみます。

(ポイント)

- 処理後物の種類が廃棄物である場合、次のマニフェストにつながります。
- ただし、最終処分(埋立処分)の場合には、処理後物の種類が廃棄物であっても、次のマニフェストにはつながりません。

2)-2 1次マニフェストと2次マニフェストへのつながり

自社での処分と委託先(2次マニフェストの処分業者)の情報をつなげます。この例では、自社の「処分方法」は「焼却」のみで、かつ処理後物の種類も焼却灰のみなので、1次マニフェストの情報は1列です。埋立処分業者2社にそれぞれ委託するために2次マニフェストは2列で表現します。

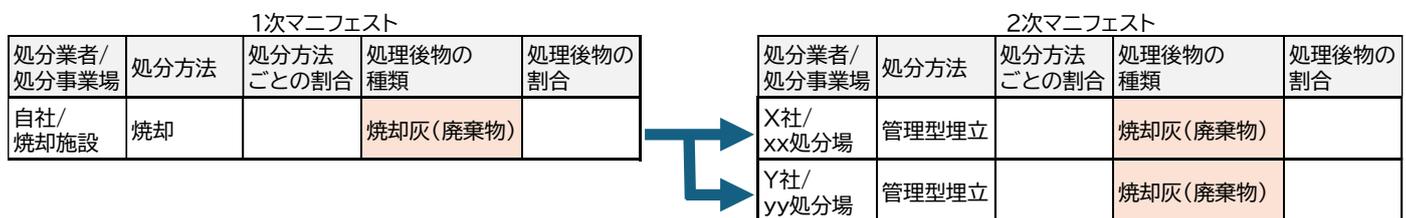


図 3-2-5 1次マニフェストと2次マニフェストのつながり①

2)-3 各段階の「処分方法ごとの量」、「処分後の量」を割合で設定する

上記で整理したパターンの「基準重量」を 100 kg と仮定し、ある性状の廃棄物を想定して、それぞれの段階での「処分方法ごとの量」、「処理後物の量」を計算します。

例) 廃プラスチック類 100 kg を焼却処分する場合

- 受託した 100 kg を基準重量として全量焼却する
- 廃プラスチック類の焼却による減量後の割合は 10%
 - 全量焼却しているため、処分方法ごとの量は 100 kg
 - 減量後の割合が 10% であるため、処理後物の量は 10 kg
- 焼却灰を X 社、Y 社の 2 者にそれぞれ埋立を委託
 - X 社、Y 社の「処分方法」で、減量化しない
- 自社から委託する持出先ごとの割合は X 社に 80%、Y 社に 20%
 - 1 次マニフェストの処理後物である焼却灰 10 kg を X 社に 80%、Y 社に 20% の割合で委託するので、X 社の「処分方法ごとの量」は 8 kg、Y 社の「処分方法ごとの量」は 2 kg
 - 埋立処分では廃棄物の種類も数量も変わらないため、「処理後物の種類」「処理後物の種類ごとの数量」は処理前と同じになる

1次マニフェスト					2次マニフェスト				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの量	処理後物の 種類	処理後物の 量	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの量	処理後物の 種類	処理後物の 量
自社/ 焼却施設	焼却	100kg	焼却灰(廃棄物)	10kg	X社/ xx処分場	管理型埋立	8kg	焼却灰(廃棄物)	8kg
					Y社/ yy処分場	管理型埋立	2kg	焼却灰(廃棄物)	2kg

図 3-2-6 基準重量 100 kg として計算した例①

「基準重量」を 100 kg としたときの「処分方法ごとの量」、「処理後物の量」は割合と同様に考えられます。図 3-2-6 の kg 表示を % 表示に置き換えるとパターンとなります。

1次マニフェスト					2次マニフェスト				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合
自社/ 焼却施設	焼却	100%	焼却灰(廃棄物)	10%	X社/ xx処分場	管理型埋立	8%	焼却灰(廃棄物)	8%
					Y社/ yy処分場	管理型埋立	2%	焼却灰(廃棄物)	2%

図 3-2-7 割合の把握①

3) 3次マニフェスト以降があるパターン(自社と委託関係にない処分業者の情報も必要)

3次マニフェスト以降のマニフェストがある場合は、複数の処分業者を結び付けていく必要があります。まずは廃棄物の流れを組立て、過去の実績を参考に「処分方法ごとの割合」「処理後物の割合」を設定してパターンを作成します。

例) 自社において廃プラスチック類を破碎・選別し、再資源化できる処分業者と焼却する処分業者に2次処理委託し、焼却灰を埋め立てる場合

- 廃プラスチック類の性状によって、再資源化できる量は異なる。
- 2次処理委託先はB社(再資源化)、C社(焼却)の2社
- C社の焼却による減量後の割合は10%
- C社は焼却灰をX社、Y社、Z社の3者にそれぞれ埋立を委託
- C社から委託する持出先ごとの割合はX社に50%、Y社に30%、Z社に20%

3)-1 廃棄物の流れの整理

はじめに、把握した廃棄物の流れをつなげて図式化します。まずは割合以外の「処分業者/処分事業場」、「処分方法」、「処理後物の種類」のみを並べてみます。

(ポイント)

- 処理後物の種類が廃棄物である場合、次のマニフェストにつながります。
- ただし、最終処分(埋立処分)の場合には、処理後物の種類が廃棄物であっても、次のマニフェストにはつながりません。

3)-2 1次マニフェストと2次マニフェストへのつながり

自社での処分と委託先(2次マニフェストの処分業者)の情報をつなげます。この例では、1次マニフェストの「処理後物の種類」が廃棄物ですので、次のマニフェストにつながります。B社C社に委託するので2次マニフェストは2行になります。

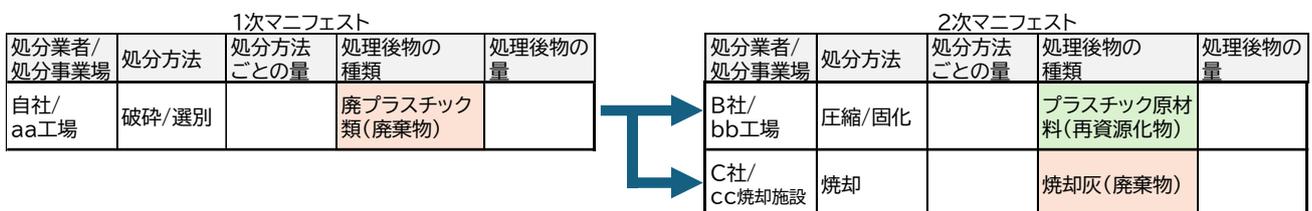


図 3-2-8 1次マニフェストと2次マニフェストのつながり②

3)-3 2次マニフェストと3次マニフェストへのつながり

この例では、2次マニフェストのC社の「処理後物の種類」が焼却灰（廃棄物）であるため、さらに処分の委託がされます。3次マニフェストのX社、Y社、Z社の「処理後物の種類」は焼却灰（廃棄物）ですが、処分方法が管理型埋立（最終処分）であるため、ここで最終処分が終了となり、その先の委託はありません。

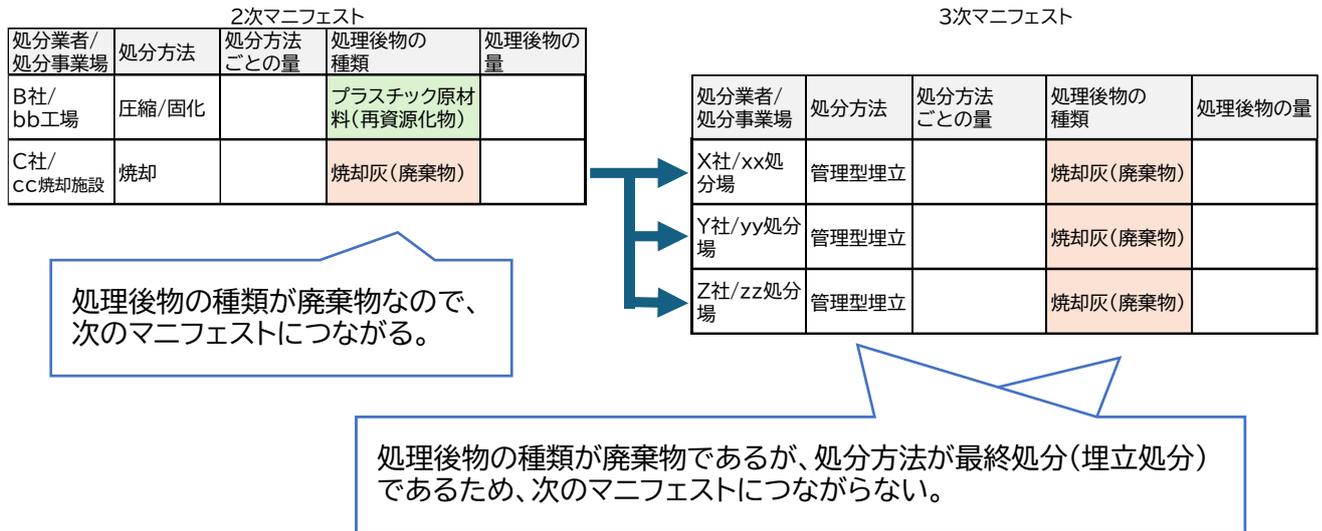


図 3-2-9 2次マニフェストと3次マニフェストのつながり

3)-4 最終処分までの一連の流れ

最終処分又は再生されるまでの流れができれば、これをすべてつなげます。排出事業者が委託した産業廃棄物が、どこで再資源化され、どこで最終処分されたか、という一連の流れが見えてきます。



図 3-2-10 最終処分までの一連の流れ

3)-5 各段階の「処分方法ごとの割合」、「処理後物の種類ごとの割合」を設定する

上記で整理した最終処分までの一連の流れに、「処分方法ごとの割合」、「処理後物の種類ごとの割合」を入れてパターンを完成させます。

まず、「基準重量」を 100 kg と仮定した、ある性状の廃棄物を想定して、それぞれの段階での処分方法ごとの量、処理後物の量を計算します。

例) 50%が再資源化可能である廃プラスチック類を 100 kg 処分する場合

- 自社で破碎/選別し、50%を再生可能なものとして B 社（再資源化）に委託し、再生に適さないものを C 社（焼却）に 50%ずつ委託
 - 自社の破碎/選別では減量化は起きないため、1 次マニフェストの「処分方法ごとの量」、「処理後物の量」はともに 100 kg
 - B 社、C 社への委託量の割合は、廃棄物の性状・等級によって決まる。この例では 50%ずつとしているので、B 社、C 社ともに処分方法ごとの処分量は 50 kg
- C 社の焼却による減量後の割合は 10%
 - C 社の「処分方法」は「焼却」のみであるため、受託した 50 kg の廃プラスチック類は全量焼却し、10%の重さの焼却灰になるため、「処理後物の量」は 5 kg
- C 社は焼却灰を X 社、Y 社、Z 社の 3 者にそれぞれ埋立を委託
- C 社からの持出先の割合は X 社に 50%、Y 社に 30%、Z 社に 20%
 - C 社から委託する焼却灰 5 kg を X 社に 50%、Y 社に 30%、Z 社に 20%に委託すると、X 社 2.5 kg、Y 社に 1.5 kg、Z 社に 1 kg

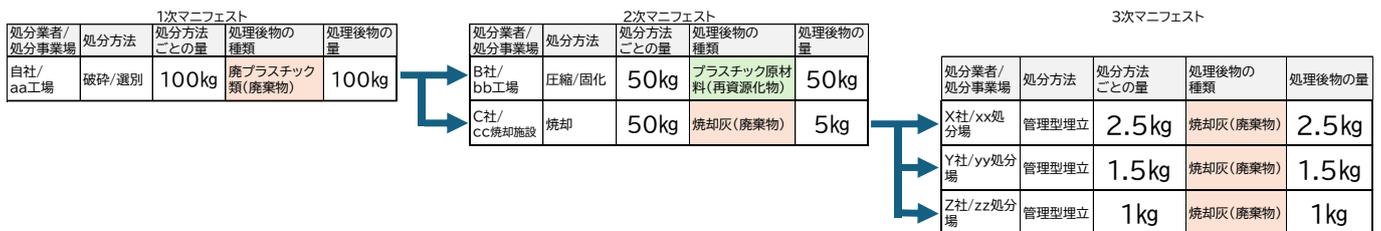


図 3-2-11 基準重量を 100 kg として計算した例②

「基準重量」を 100 kg としたときの「処分方法ごとの割合」、「処理後物の量」は割合と同様に考えられます。図 3-2-11 の kg 表示を % 表示に置き換えるとパターンとなります。



図 3-2-12 割合の把握②

4) パターンを複数用意する

上記の例では、受託する廃プラスチック類が再資源化に適するか否かという品質の組成割合により、持出先ごとの割合が変化しています。このように、受託する廃棄物の種類・組成・性状・等級によって、処理後物を委託する先や委託先での処分方法、処分方法ごとの処分量等が変わってくるため、これに合わせたパターンを作成します。最終処分終了報告時には、受け入れた廃棄物の種類・組成・性状・等級に合わせてパターンを選択できるように、パターンを複数用意しておきます。

例えば、次の例のように廃棄物の性状によって再資源化に適するもの、適さないものがある場合には、その程度によって使い分けられるように、ある程度の幅で区切って設定します。

例) 廃プラスチック類を破碎・選別し、その性状によって2次処理でプラスチック原材料化を委託するか、焼却を委託するかの割合が分かれる場合

表 3-2-1 受託する廃棄物の性状の分類例

パターン	処理後物の性状	割合	処理後物の性状	割合
グレード A (極)	再資源化に適する	100%	—	—
グレード B (優)	再資源化に適する	75%	再資源化に適さない (焼却へ)	25%
グレード C (良)	再資源化に適する	50%	再資源化に適さない (焼却へ)	50%
グレード D (可)	再資源化に適する	25%	再資源化に適さない (焼却へ)	75%
グレード E (不可)	再資源化に適さない (焼却へ)	100%	—	—

先に作成したパターンは、50%を再資源化できる性状の廃プラスチック類のパターンなので、表 3-2-1 のグレード C を想定したものです。グレード A~E のそれぞれの割合を当てはめてパターンを複数作成し、最終処分終了報告時には受け入れた廃棄物の性状によりパターンを使い分けて、より実態に則した「再資源化等の情報」を入力してください。

グレードA

1次マニフェスト					2次マニフェスト				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合
自社/ aa工場	破碎/選別	100%	廃プラスチック 類(廃棄物)	100%	B社/ bb工場	圧縮/固化	100%	プラスチック原材 料(再資源化物)	100%

グレードB

1次マニフェスト					2次マニフェスト					3次マニフェスト				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合
自社/ aa工場	破碎/選別	100%	廃プラスチック 類(廃棄物)	100%	B社/ bb工場	圧縮/固化	75%	プラスチック原材 料(再資源化物)	75%	X社/ xx処分場	管理型埋立	1.25%	焼却灰(廃棄物)	1.25%
					C社/ cc焼却施設	焼却	25%	焼却灰(廃棄物)	2.5%	Y社/ yy処分場	管理型埋立	0.75%	焼却灰(廃棄物)	0.75%
										Z社/ zz処分場	管理型埋立	0.5%	焼却灰(廃棄物)	0.5%

グレードC

1次マニフェスト					2次マニフェスト					3次マニフェスト				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合
自社/ aa工場	破碎/選別	100%	廃プラスチック 類(廃棄物)	100%	B社/ bb工場	圧縮/固化	50%	プラスチック原材 料(再資源化物)	50%	X社/ xx処分場	管理型埋立	2.5%	焼却灰(廃棄物)	2.5%
					C社/ cc焼却施設	焼却	50%	焼却灰(廃棄物)	5%	Y社/ yy処分場	管理型埋立	1.5%	焼却灰(廃棄物)	1.5%
										Z社/ zz処分場	管理型埋立	1%	焼却灰(廃棄物)	1%

グレードD

1次マニフェスト					2次マニフェスト					3次マニフェスト				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合
自社/ aa工場	破碎/選別	100%	廃プラスチック 類(廃棄物)	100%	B社/ bb工場	圧縮/固化	25%	プラスチック原材 料(再資源化物)	25%	X社/ xx処分場	管理型埋立	3.75%	焼却灰(廃棄物)	3.75%
					C社/ cc焼却施設	焼却	75%	焼却灰(廃棄物)	7.5%	Y社/ yy処分場	管理型埋立	2.25%	焼却灰(廃棄物)	2.25%
										Z社/ zz処分場	管理型埋立	1.5%	焼却灰(廃棄物)	1.5%

グレードE

1次マニフェスト					2次マニフェスト					3次マニフェスト				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合
自社/ aa工場	破碎/選別	100%	廃プラスチック 類(廃棄物)	100%	C社/ cc焼却施設	焼却	100%	焼却灰(廃棄物)	10%	X社/ xx処分場	管理型埋立	5%	焼却灰(廃棄物)	5%
										Y社/ yy処分場	管理型埋立	3%	焼却灰(廃棄物)	3%
										Z社/ zz処分場	管理型埋立	2%	焼却灰(廃棄物)	2%

図 3-2-13 性状の違いを反映したパターン作成の例

(3)2 次マニフェストによる「再資源化等の情報」の取得

2 次マニフェストを電子マニフェストで運用すると、2 次マニフェストの排出事業者として委託先の「再資源化等の情報」を確認できるようになります。処理委託先からの情報を参考に、パターンの作成、見直しを行うことができます。

1) 2 次マニフェストの再資源化等情報を確認

例) C 社に 200 kg の廃プラスチックを 2 次マニフェストとして処理委託した場合の再資源化等情報が次の場合

2次マニフェスト					3次マニフェスト				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの量	処理後物の 種類	処理後物の 量	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの量	処理後物の 種類	処理後物の 量
C社/ CC焼却施設	焼却	200kg	焼却灰(廃棄物)	30kg	X社/ xx処分場	管理型埋立	20kg	焼却灰(廃棄物)	20kg
					Y社/ yy処分場	管理型埋立	10kg	焼却灰(廃棄物)	10kg

図 3-2-14 2 次マニフェストの再資源化等情報の例

- C 社は 200 kg の廃プラスチックを焼却し、「処理後物」は焼却灰を 30 kg となっている
 - C 社の廃プラスチック類の焼却による減量後の割合は 15%
- C 社は 30 kg の焼却灰を X 社に 20 kg、Y 社に 10kg の配分で処分委託している
 - 「基準重量」200 kg に対して X 社の処分方法ごとの処分量は 20 kg であるため、X 社の「処分方法ごとの割合」は 10%
 - 「基準重量」200 kg に対して Y 社の処分方法ごとの処分量は 10 kg であるため、Y 社の「処分方法ごとの割合」は 5%

2次マニフェスト					3次マニフェスト				
処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合	処分業者/ 処分事業場	処分方法	処分方法 ごとの割合	処理後物の 種類	処理後物の 割合
C社/ CC焼却施設	焼却	100%	焼却灰(廃棄物)	15%	X社/ xx処分場	管理型埋立	10%	焼却灰(廃棄物)	10%
					Y社/ yy処分場	管理型埋立	5%	焼却灰(廃棄物)	5%

図 3-2-15 2 次マニフェスト以降のパターンの例

2) 1 次マニフェストの再資源化等パターンに反映

- 把握した 2 次マニフェスト以降の「再資源化等の情報」を 1 次マニフェストの「再資源化等の情報」と連結し、最終処分/再資源化までのパターンを完成させます。

例) 1次マニフェストの「基準重量」の50%をC社に委託して処理する場合

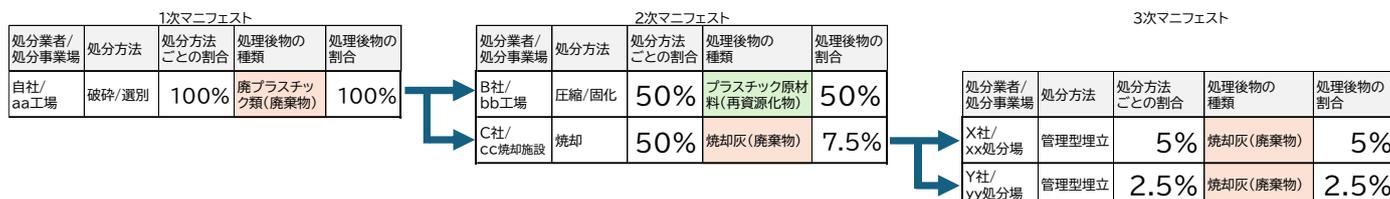


図 3-2-16 2次マニフェストの情報をパターンに反映した例

(4)パターンの新規作成と見直し

次のような場合は、パターンのバリエーションを増やすなどの見直しを行い、実態に即した報告ができるようにしてください。

- ・新たに処分する品目や処分方法を増やした場合
- ・処理委託先が増えた場合
- ・委託先での処分方法等が変わった場合

電子マニフェスト（Web方式）では一度作成したパターンをコピーして増やすことができますので、新規作成、見直しの際に活用してください。

第4章 入力操作・Q&A等

4-1 「再資源化等の情報」の入力操作

これまでに示した方法で把握した「再資源化等の情報」（「処分方法」、「処分方法ごとの処分量」、「処理後物の種類と量」）を入力する操作の流れは図 4-1-1（1. 「基本設定」～3. 「再資源化等の情報の報告」）のとおりです。

画面の構成や具体的な操作方法はJWNETホームページに掲載している「再資源化等の情報 操作マニュアル」をご確認ください。

URL: <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/tsuika/index.html#manual>

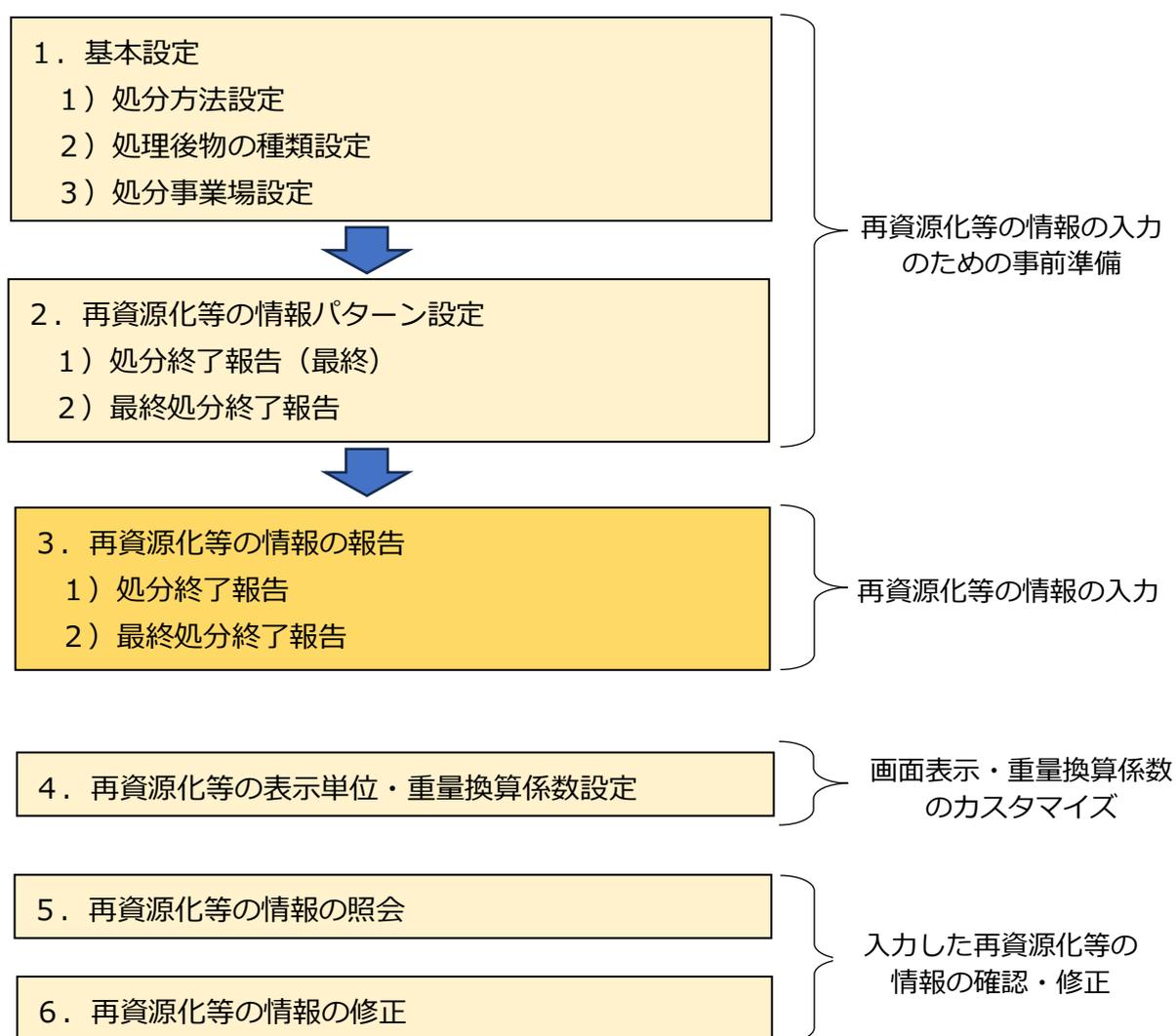


図 4-1-1 「再資源化等の情報 操作マニュアル」の概要

4-2 Q&A

Q1 処分方法を表すためには処分方法コード4つでは足りない場合、どうすればよいか。

⇒ ここでは、処分業許可証における処分方法（事業の範囲）の記載例を参考に、処分方法コードは4つまで選択可能としています。

電子マニフェストへの入力（基本設定）にあたって、貴社の処分事業場で実施している処分方法を漏れなく挙げる必要はありません。主たる処分方法（焼却や脱水など処理後物の量や性状に最も影響する工程）は必ず選択し、その前処理や後処理にあたる処分方法は、主たる処分方法と合わせて処分方法コード4つまでの範囲でお選びください。

Q2 「主たる処分方法」はどのような考え方で選択すればよいか。

⇒ 選択した処分方法コード（4つまで）のうち、次の条件に最もよく当てはまる処分方法1つを「主たる処分方法」として選択してください。

- ①その処分方法により廃棄物の種類が変わる
- ②その処分方法により廃棄物の処分が完了する（再資源化又は最終処分完了）
- ③その処分方法により廃棄物の重量や体積が変わる
- ④その処分方法の処理施設を設置する際に許可が必要
- ⑤その処分方法の名称が処分業許可証の「事業の範囲」の名称と同じ又は類似
- ⑥他の処分方法を効果的・効率的に行うための前処理や後処理ではない

①～⑥のどの条件を重視するかにより「主たる処分方法」が異なる場合は、「再資源化等の情報」を入力する処分業者の判断で、最も適切と考えられるものを「主たる処分方法」として選択してください。

Q3 廃棄物が再資源化されたことは、いつ、何をもとに判断するか。

⇒ 廃棄物に該当するかどうか（廃棄物でなくなったかどうか）は、取引価値の有無等から総合的に判断されます（総合判断説※1）。

なお、再生を受託した場合における「最終処分を終了した年月日」については、実際に有償売却された年月日をいうものではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に有償売却できる性状の物にした年月日をいうものであること、とされています（平成23年3月17日 環境省通知「産業廃棄物管理票制度の運用について」）

※1 廃棄物に該当するかどうか（廃棄物でなくなったかどうか）は、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されることとなります。

Q4 再資源化量として、「①自社の中間処理過程で再資源化された量」に加え、「②中間処理後廃棄物の処理委託先で再資源化される量」も報告するのか。②はどのように把握するのか。

⇒ 最終処分までの一連の処理の工程における処分の状況を把握するために、再資源化量として①と②を合わせた量をマニフェストごとに案分した量を報告する必要があります。しかし、実測値に基づいて再資源化量（①及び②）を把握し、対応するマニフェストごとに案分することは実務上困難なケースが多いものと想定されます。そこで、過年度の実績データを踏まえて自社事業場における再資源化パターンを把握するとともに、中間処理後廃棄物の処理委託先における再資源化パターンについても情報を収集し、両者を合わせた再資源化パターンを設定しておき、「基準重量」と掛け合わせることで、「処理後物」（再資源化物、中間処理後廃棄物）の種類ごとの量を算出します。

Q5 中間処理過程での熱回収（サーマルリカバリー）をどのように取扱うか。

⇒ 廃棄物処理法に基づく「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」の認定施設で処理を行う場合は、処分方法を選択する際に、「焼却（熱回収あり）」を選択してください。

「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」の認定を受けていない施設における焼却処理過程で熱回収を行う場合は「焼却」を選択してください。

Q6 処理後物として把握・入力すべき範囲はどこまでか。

⇒ 新たな法定記載事項（必須項目）でいう「処理後物」とは、産業廃棄物の中間処理後に生じる「再資源化物」と「中間処理後廃棄物」を指しています。

「脱水」や「中和」の処理過程で生じる廃水（排水）など、上記のいずれにも該当しないものは本制度における把握・入力の対象外です。

Q7 収集運搬過程での有価物拾集量は再資源化量にあたるか。

⇒ 積替保管場所の有価物拾集を行っている場合は、運搬終了報告において「有価物拾集量」（任意項目）を入力してください。

Q8 同じ処分方法でも再資源化率が異なる場合、どのように再資源化等の情報パターンを設定するか。

⇒ 「処分方法」と中間処理後の「再資源化物」及び「中間処理後廃棄物」を組み合わせる再資源化等の情報パターンを分類します。

例えば、処分方法コードが同じ「破碎」でも、中間処理後に再資源化物（木くずチップ、プラスチック原材料等）が生じる場合と、中間処理後廃棄物（管理型混合廃棄物等）が生じる場合を分けて、それぞれ処理後物比率（再資源化率、中間処理後廃棄物比率）を設定します。

Q9 どのようなデータに基づいて再資源化等の情報パターンを設定するか。

⇒ 廃棄物の量については、廃棄物処理法施行規則第10条の8により帳簿に記載することとされている次の事項（又はその算出にあたって用いられている貴社データ）をもとに再資源化等の情報パターンを設定することができます。

区分	帳簿記載事項
処分	・ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 ・ 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	・ 受託者ごとの委託の内容及び委託量

再資源化物の量については、実測値に基づいて把握することが望ましいですが、これによることが困難な場合は、売上記録等の有価物売却量等から再資源化率を設定することができます。

Q10 ごく微量の再資源化物まで漏れなく挙げる必要があるか。

⇒ ごく微量の再資源化物（廃液から回収される貴金属等）については、再資源化率への影響の軽重、実務上の対応可能性を勘案し、処分終了報告（最終）又は最終処分終了報告において再資源化量として漏れなく把握・入力する必要はありませんが、経済的価値等の観点から、ごく微量の再資源化物についても排出事業者への情報提供が求められる場合は、備考等を活用してください。

4-3 分類区分選択の考え方

(1) 処分方法選択の考え方

表 4-3-1 処分方法（中間処理 - 脱水系）

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
脱水系		<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に含まれる水分を除去する物理的な中間処理。 	
	濃縮・脱水	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）の汚泥の脱水施設や、規模要件未達の脱水施設で行われる処理。 ・乾燥・焼却等の処理を効率的に行う、廃棄物を減容化する、最終処分場の受入基準を満たす等の目的のため、処理対象の廃棄物から水分を除去すること。 <p>注 濃縮・脱水の過程で、化学的処理（凝集剤添加）や生物学的処理（活性汚泥処理）を用いる場合があるが、これらは濃縮・脱水の効果をもとめるための前処理であり、主たる処理である濃縮・脱水は「廃棄物に含まれる水分を除去する物理的な中間処理」として整理。</p> <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱水の前工程としての汚泥や液状廃棄物の濃縮 ・乾燥、焼却、埋立処分の前工程としての下水汚泥、無機汚泥、液状廃棄物の脱水（加圧脱水、遠心脱水、ベルトプレス脱水、スクリーブレス脱水など） <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「濃縮・脱水」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真空濃縮、加圧浮上 ・廃水処理、汚水処理、活性汚泥処理、接触酸化 ・凝集脱水、減圧濃縮、含水率低下処分、薬品脱水、真空蒸発濃縮 ・再生覆土材等の製造（脱水） 	111
	乾燥	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）の汚泥の乾燥施設や、規模要件未達の乾燥施設で行われる処理。 ・熱によって水分を気化させ、固液分離を行うこと。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の機械乾燥（熱風受熱型乾燥、伝導受熱型乾燥） ・汚泥の天日乾燥 ・飼料化、レンダリング等の一環として行う動植物性残さの油温脱水、減圧脱水等 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「乾燥」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油温脱水、減圧脱水、乾燥蒸発、真空蒸発 ・飼料化、化製、レンダリング、搾油、圧搾、原皮化処理 ・飼料原料・肥料原料・魚油原料の製造、飼料の製造（脱脂） 	112

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
		<ul style="list-style-type: none"> ・再生研磨剤の製造（乾燥・選別） ・汚水処理剤等の製造（乾燥） ・路盤材等の製造（動植物性残さ（貝殻）の乾燥・破碎） 	
	その他 脱水系	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に含まれる水分を除去する物理的な中間処理で、上記の「濃縮・脱水」、「乾燥」のいずれにも該当しないもの。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される例は見当たらないが、処分業者が上記のいずれにも該当しないと判断したものや、新たに開発・導入された処分方法等があれば本項目を選択する。 	119

表 4-3-2 処分方法（中間処理 - 破碎系）

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
破碎系		<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材ごとに分離しやすくする、体積を減らす、表面積を増やす等の目的のため、物理的な力を加えることにより廃棄物を細かくする（粒径を小さくする）物理的な中間処理。（その前後で廃棄物を素材ごと等に分ける処理を含む。） 	
	破碎	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）の廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎施設や、施設設置許可の規模要件未滿の破碎施設で行われる処理。 ・廃プラスチック類、木くず、がれき類以外の破碎処理。 ・素材ごとに分離しやすくする、体積を減らす、表面積を増やす等のため、廃棄物の粒径を小さくすること。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選別、焼却、埋立の前処理としての木くず、紙くず、廃プラスチック類、金属くず、がれき類などの破碎 ・RPF化施設の前処理としての廃プラスチック類等の破碎 ・堆肥化、バイオガス化の前処理としての動植物性残さ、有機性廃棄物の破碎 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「破碎」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉碎、微粉碎 ・解砕、熱解砕 … 粒子凝集体や造粒物のような比較的弱い力で凝集した材料を微細化する操作、あるいは繊維質の材料を擦るようにせん断して解きほぐす操作。 ・発泡ガラス（軽量盛土材）の製造（太陽光パネルガラスの破碎・溶融・発泡） ・家畜用敷料等の製造（破碎）、飼料製造（粉碎） ・再生骨材等の製造（破碎）、タイヤチップ等の製造（破碎・選別・切断） ・土壌改良剤の製造（破碎・分離）、土壌改良剤等の製造（乾燥・破碎） ・固形燃料の製造（廃プラスチック類等の破碎・成形・固化） 	121
	切断	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せん断力を用いる破碎処理で、処理後物の径が比較的大きいもの。 <p>注：定義上は小分類「破碎」の一類型と考えられるが、許可件数が多い</p>	122

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
		<p>こと等を踏まえ、「破碎」とは別の小分類コードとした。</p> <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属くずの切断 ・廃タイヤの切断 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「切断」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧縮切断、せん断、裁断、圧縮せん断 ・（木くずの）製材加工 	
	選別	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混合廃棄物等を素材別に分け、物理的に分離する処理。 ・目的に応じて、比重差、粒径差、磁気的性質の差、光学的性質の差等を用いて、多様な材質で構成された廃棄物をより分けること（業許可申請講習会テキスト） <p>注：定義上は中分類「分離系」にあたるものと考えられるが、「破碎・選別」など「破碎」とセットで用いられる例が多くみられるため、中分類「破碎系」に含めることとした。</p> <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後段の処理のための前処理や再生を目的とした金属くず、廃プラスチック類、混合廃棄物等の選別（湿式選別、風力選別、ふるい選別、磁力選別など） <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「選別」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磁力選別、風力選別、浮遊選別 ・分別、破袋分別、分離、解体 ・分級、ふるい分け、粒度調整 ・剥線・・・使用済み電線から被覆を剥離する操作・廃タイヤのホイール・ワイヤー抜き取り ・廃 OA 機器・業務用機器等の分解、再生バッテリーの製造（解体・切断） 	123
	その他 破碎系	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理的な力を加えることにより廃棄物を細かくする、又はその前後で素材ごとに分ける物理的な中間処理で、上記の「破碎」、「切断」、「選別」のいずれにも該当しないもの。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放電・・・太陽電池モジュール等の処理過程で前処理として行われる放電 ・発泡・・・太陽光パネルガラスを原料とした発泡ガラス（軽量盛土材）の製造 ・穿孔・・・エアゾール製品等の処理過程で前処理として行われるせん孔 ・展開・・・エアバッグの処理過程で行われる展開 ・変形・・・記録媒体（HDD・SSD）の破壊処理 ・切削・・・廃プラスチック類・木くず・金属くずの切削 ・その他、処分業者が上記のいずれにも該当しないと判断したものや、新たに開発・導入された処分方法等があれば本項目を選択する。 	129

表 4-3-3 処分方法（中間処理 - 混合・減容系）

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
混合・減容系		<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に物理的な力、熱、固化剤等を加えることにより、廃棄物の成分調整、減容化、有害物質の溶出の抑制等を図る中間処理。 	
	混合・調質	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化のために廃棄物（及び必要に応じ添加剤等）を混ぜ合わせて成分等を調整するプロセス。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃油等のエマルジョン燃料化 ・汚泥・燃え殻等の混合（窯業原料製造） ・混合セメントの製造（ポルトランドセメントに鉄鋼スラグ、フライアッシュを混合） <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「混合・調質」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶解、攪拌、流動化処理、スラリー化、乳化、混合調整、配合 ・薬剤処理、調製、調質改良、調合、調泥 ・ポリ硫酸第二鉄化、石灰処理による肥料化 <p>【注意事項】</p> <p>以下の「混合」は別コード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混合・発酵 ⇒ 発酵 ・混合・固型化 ⇒ 固型化 	131
	圧縮・減容	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類の圧縮固化とは、物を処分するために、圧縮し、押し出しにより成形し、かつ密度を高めて固形化すること。 ・廃プラスチック類以外（紙くず、木くず、繊維くず等）を処分するために圧縮（減容化）すること。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属くずの圧縮（プレス） ・廃プラスチック類の圧縮・固化、圧縮・梱包 ・紙くず・木くず・繊維くず等の圧縮・梱包 等 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「圧縮・減容」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減容、減容化、減容固化、加圧減容 ・圧縮梱包、梱包、結束 ・熱圧縮、熱減容化、加熱圧縮、加熱圧縮成形、圧縮溶融、加熱溶融 	132
	成形・固化	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理後の廃棄物や再資源化物を取扱い易くするため、廃棄物に物理的な力や熱を加えて固める中間処理。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥等の造粒固化 ・廃プラスチック類等の破碎・圧縮・成形（=RPFの製造等） ・汚泥（廃生コン等）の養生固化 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に</p>	133

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
		<p>次の処分方法名の記載がある場合、処分方法は「成形・固化」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧混練、成形、成型、押出成型、成形圧延、造粒、造粒固化、団粒化、混合固化、ペレット化 ・養生・固化、固化養生、養生 …… 固化の効果発現のための養生 ・インターロッキングブロックの製造（混練・成型）改良土（再生覆土材等）の製造（造粒固化） ・固形燃料・フォーミング抑制剤の製造（廃プラスチック類等の破碎・成形・固化） <p>【注意事項】 以下の「固化」は別コード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックの減容固化、溶融固化、加熱固化 ⇒ 溶融（発泡スチロール等） ・コンクリート固化、セメント固化 ⇒ 固型化 	
	溶融 （発泡プラスチック）	<p>【定義】 ・発泡プラスチックに熱を加えることにより容積を減らす処理。 ※熱処理系の「溶融（石綿等）」とは原理が異なるが、現に「溶融」という処分方法名で処分業許可を受け廃プラスチック類の処理を行っている例が多いため、「溶融（発泡プラスチック）」とした。</p> <p>【代表的な例】 ・減容化のために行われる発泡プラスチックの溶融</p> <p>【処分業許可証上の類似表現】 処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「溶融（発泡プラスチック）」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（発泡プラスチックの）融解、溶解、脱泡 <p>【注意事項】 以下の「溶融」は別コード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無機性廃棄物の溶融 ⇒ 溶融（石綿等） ・ガス化溶融炉による処理 ⇒ 焼却 	134
	固型化	<p>【定義】 ・廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）のコンクリート固型化施設で行われる処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物中に含まれる有害物質による環境汚染を防ぐため、有害物質の無害化を図る、溶出しにくい形態に変化させる、媒体と接触しにくくする等の措置を講じること <p>【代表的な例】 ・有害物質の溶出防止等を目的とした燃え殻・ばいじん・銻さい等のコンクリート固型化、キレート剤等を用いる固型化</p> <p>【処分業許可証上の類似表現】 処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「固型化」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート固化、コンクリート固型化、セメント固化（混練）、混合固化、薬注固化、薬剤固化、混練固化、中性固化、養生固化、水中固化、水熱固化、不溶化 ・（燃え殻、ばいじん等の）水和 	135

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
		<p>【注意事項】 以下の「熔融」は別コード。 ・コンクリート固型化以外の方法による固化や造粒 ⇒ 成形・固化</p>	
	その他 混合・ 減容系	<p>【定義】 ・廃棄物に物理的な力、熱、固化剤等を加えることにより、廃棄物の成分調整、減容化、有害物質の溶出の抑制等を図る中間処理で、上記の「混合・調質」、「圧縮・減容」、「成形・固化」、「熔融（発泡プラスチック）」、「固型化」のいずれにも該当しないもの。</p> <p>【代表的な例】 ・想定される例は見当たらないが、処分業者が上記のいずれにも該当しないと判断したものや、新たに開発・導入された処分方法等があれば本項目を選択する。</p>	139

表 4-3-4 処分方法（中間処理 - 分離系）

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
分離系		<p>【定義】 ・主に物理的な性状（比重、粒径、親油性・親水性等）の違いにより、廃棄物を複数の部分に分離させる物理的な中間処理</p>	
	油水分離	<p>【定義】 ・廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）の廃油の油水分離施設や、施設設置許可の規模要件未満の油水分離施設で行われる処理。 ・産業廃棄物（廃油）に該当する含油廃水から油分等を除去し、廃油に該当しない廃水とすること</p> <p>【代表的な例】 ・燃料油化再生の前処理としての廃油の油水分離 ・微生物処理の前処理としての含油廃水の油水分離</p> <p>【処分業許可証上の類似表現】 処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「油水分離」にあたるものとお考え下さい。 ・油脂分離、油泥分離、油脂汚泥分離処理 ・（廃油の）混合・静置・分離、燃料化、廃油再生、油かす分離 ・脱油 … 廃油を再利用するために、揚げかす、水、洗剤、プラスチック、金属片など、さまざまな不純物を取り除く処理</p>	141
	分離・洗淨	<p>【定義】 ・洗淨：廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）の洗淨施設（対象：PCB）で行われる処理。 ・分離：廃棄物に含まれる有害物質を物理化学的に分離・回収する処理。</p> <p>【代表的な例】 ・PCB 汚染物・PCB 処理物の洗淨 ・PCB 汚染物・PCB 処理物の分離 ・水銀の分離（破碎・選別）、水銀の分離（解体・選別）、（蛍光管の）脱水銀化 ・動植物性残さ等の加熱分離、固液分離 ・廃オイルエレメント（フィルター）の切断・分離</p>	142

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
		<p>【処分業許可証上の類似表現】 処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「分離・洗浄」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研磨、研磨洗浄、分解洗浄、剥離、離解 ・遠心分離、重力分離、沈降分離、固液分離、ろ過、ろ過精製、沈殿ろ過 ・加熱分離、加温分離、圧縮分離、加圧分離、精製、蒸留、水銀蒸留、真空蒸留精製、蒸製、精留加工 ・モリブデン・バナジウム再生 ・塩化揮発法による金属回収 ・水洗分別、水溶化分離、灰水洗、除塩、脱塩 ・無害化（フェライト化処理） ・（焼却を伴わない）改質 …… セメント原燃料化等のための忌避成分の除去 ・ケレン処理 …… 汚れ・さび落とし ・剥離 …… 「洗浄剥離」など有害成分の分離を行う処理は、「破碎」や「選別」ではなく「分離・洗浄」の一部として取り扱う。 <p>【注意事項】 以下の「分離」は別コード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破碎・分離 ⇒ 選別 ・固液分離 ⇒ 脱水又は乾燥 ・沈殿分離 ⇒ 中和又は脱水・濃縮 ・廃石膏ボードの破碎・分離（紙と石膏の分離） ⇒ 破碎 	
	その他分離系	<p>【定義】 ・主に物理的な性状（比重、粒径、溶解度等）の違いにより複数の部分に分離させる物理的な中間処理で、上記の「油水分離」、「分離・洗浄」のいずれにも該当しないもの。</p> <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離解 …… パルプを繊維状に分解すること ・反毛 …… 不要になった繊維（衣料、糸、布地）をもう一度わた状に戻すこと ・晶析、析出 …… 温度等に応じた溶解度の変化により液相から固相（結晶）を分離すること ・その他、処分業者が上記のいずれにも該当しないと判断したものや、新たに開発・導入された処分方法等があれば本項目を選択する。 	149

表 4-3-5 処分方法（中間処理 - 中和・分解系）

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
中和・分解系		<p>【定義】 ・廃棄物を化学的に反応させることにより、危険・有害性を低下させる、分離しやすい物質に変化させるなど、処理前と異なる物質に変化させる化学的な中間処理。</p>	
	中和	<p>【定義】 ・廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）の廃酸又は廃アルカリの中和施設や、施設設置許可の規模要件未満の中和施設で行われる処理。 ・廃酸、廃アルカリの pH を中性近くまで調整すること。金属イオンを含む場合は、pH 調整によって金属イオンを水酸化物として沈殿除去す</p>	151

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
		<p>る。</p> <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃酸又は廃アルカリの pH 調整のための中和 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「中和」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（廃酸、廃アルカリの）混合・静置・分離 ・凝集、凝集沈殿、不溶化 	
	分解・合成	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）の汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設で行われる処理。 ・「焼却」等の熱処理によらず、廃棄物を化学的に反応させ、処理前と異なる物質に変化させる化学的な中間処理で、「中和」に該当しないもの。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シアン化合物や PCB を化学的プロセスにより分解する処理 ・廃棄物に含まれる有害物質を化学的プロセスにより分解する処理 ・廃油のエステル化（BDF 製造）、ケン化（石鹼製造）等 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「分解・合成」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シアン化合物分解、有機リン化合物の分解 ・超臨界水酸化分解、水熱酸化分解、脱塩素化分解 ・加水分解、電気分解、電解処理、電解回収、イオン交換 ・硫酸バンドの製造、硫酸バンド化、凝集剤の製造 ・酸化還元、高温酸化・化学反応による塩化第一鉄化、増液一鉄化還元、塩化第二鉄液化、銅還元回収、硫化、硫酸鉄化、塩化鉄化 <p>【注意事項】</p> <p>以下の「熱分解」等は別コード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱分解、高温分解、高温高压熱分解、高温水蒸気分解 ⇒ 中分類「熱処理系」に該当。再資源化物としてガスや油が生じる場合は「乾留」、有害物質の分解に主眼を置く場合は処理方式に応じ「焼却」、「溶融（石綿等）」、「滅菌・消毒」等。 	152
	その他 中和・ 分解系	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を化学的に反応させることにより、危険・有害性を低下させる、分離しやすい物質に変化させるなど、処理前と異なる物質・性状に変化させる化学的な中間処理で、上記の「中和」、「分解・合成」のいずれにも該当しないもの。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エージング … 空気中の酸素と緩やかに反応させる化学的な中間処理とみなせる場合は本項目を選択する。 ・その他、処分業者が上記のいずれにも該当しないと判断したものや、新たに開発・導入された処分方法等があれば本項目を選択する。 	159

表 4-3-6 処分方法（中間処理 - 熱処理系）

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
熱処理系		<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に熱を加えることによる物理化学的な変化を生じさせる中間処理。 	
	焼却	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）の焼却施設や、施設設置許可の規模要件未満の焼却施設で行われる処理。 ・好気的環境で有機性廃棄物の熱処理を行うこと（ガス化改質・熔融や、有機性廃棄物のセメントキルン投入によるセメント原燃料化を含む）。 ・有機物（可燃物）と無機物（灰）からなる廃棄物のうち有機物を燃焼して無機物だけにする事。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設を用いた汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、紙くず等の焼却 ・ガス化熔融施設を用いた汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、紙くず等の焼却 ・セメント製造施設を用いた有機性廃棄物（廃プラスチック類、木くず、紙くず等）の焼却 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「焼却」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却熔融、熔融（ガス化改質・熔融方式）、（焼却を伴う）改質 ・セメント原燃料化（有機性廃棄物の場合） <p>【注意事項】</p> <p>以下の「セメント原料化」は別コード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セメント原料化（無機性廃棄物の場合） ⇒ 焼成・ばい焼 <p>※「焼却（熱回収あり）」の場合のコードは「162」</p>	161 162※
	焼成・ばい焼	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼成：無機性廃棄物を融点未満で熱処理すること。 ・ばい焼：廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）のばい焼（対象：水銀又はその化合物を含む汚泥）施設で行われる処理。 ・ばい焼：金属の硫化物・砒化物・アンチモン化物の形の鉱物を、融解しない程度の温度で焼き、硫黄・ヒ素などを酸化させたり気化させたりすること。金属精錬の予備処理として行われる。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化を目的とした燃え殻の焼成 ・セメント製造施設を用いた無機性汚泥の焼成 ・水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「焼成・ばい焼」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼成（ばい焼）、還元ばい焼、焼結 ・セメント原料化（無機性廃棄物の場合） ・半水石膏粉・無水石膏粉の製造 ・鋳物砂のばい焼（再生）アルミペレット（脱酸材）の製造 	163

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
		<p>【注意事項】 以下の「セメント原燃料化」は別コード。 ・セメント原料化（有機性廃棄物の場合） ⇒ 焼却</p>	
	溶融 （石綿等）	<p>【定義】 ・廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）の溶融施設（対象：廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物）で行われる処理。 ・無機性廃棄物を融点以上の温度で熱処理すること（例：焼却灰の溶融等）、又は有機性廃棄物（感染性廃棄物等の特別管理産業廃棄物）を高温で熱処理し無害化すること。</p> <p>【代表的な例】 ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融 ・燃え殻、ばいじんの溶融 ・製鋼用電気炉による処理</p> <p>【注意事項】 以下の「溶融」は別コード。 ・発泡プラスチックの溶融 ⇒ 溶融（発泡プラスチック） ・アスファルトの溶融（再生） ⇒ その他熱処理系</p>	164
	乾留 （炭化・ガス化）	<p>【定義】 ・嫌気的条件下で有機性廃棄物を加熱する処理。 注 生成したガスを燃焼させる場合（ガス化改質・溶融等）は焼却として扱う。</p> <p>【代表的な例】 ・木くず等の有機性廃棄物の炭化 ・廃プラスチック類の乾留</p> <p>【処分業許可証上の類似表現】 処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「乾留（炭化・ガス化）」にあたるものとお考え下さい。 ・乾留熱分解、乾留油化、炭化、油化 ・熱分解： 有機物を無酸素あるいは低酸素雰囲気中で高温（400~1000℃）に加熱し、可燃性ガス（水素・一酸化炭素・有機化合物）とチャー（純炭素の固体）に分解するプロセス。 ・木炭の製造、汚泥の乾燥（炭化）</p>	165
	滅菌・消毒	<p>【定義】 感染性廃棄物処理マニュアルに示されている以下の方法による処理。 ・高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法 ・乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法 ・消毒する方法</p> <p>【代表的な例】 ・滅菌を目的とした感染性廃棄物の焼却、溶融 ・滅菌を目的とした感染性廃棄物の高温蒸気滅菌 ・消毒を目的とした感染性廃棄物の煮沸</p> <p>【処分業許可証上の類似表現】 処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「滅菌・消毒」にあたるものとお考え下さい。 ・加熱滅菌、高温高圧滅菌、蒸気高温高圧滅菌</p>	166

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
	その他 熱処理系	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物に熱を加えることによる物理化学的な変化を生じさせる中間処理で、上記の「焼却」、「焼成・ばい焼」、「熔融（石綿等）」、「乾留（炭化・ガス化）」、「分解・合成」、「滅菌・消毒」のいずれにも該当しないもの。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精錬、製錬、製錬（加熱成型・焼結・熔融）、溶錬 ・アスファルトの熔融（再生） ・蒸煮、蒸解 ・（廃活性炭の）水蒸気賦活再生 ・マイクロ波照射による反射膜等破壊 ・その他、処分業者が上記のいずれにも該当しないと判断したものや、新たに開発・導入された処分方法等があれば本項目を選択する。 	169

表 4-3-7 処分方法（中間処理 - 微生物処理系）

中分類	小分類	分類区分ごとの定義・該当例等	コード
微生物 処理系		<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物学的な中間処理。 	
	発酵	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物を微生物反応によって分解すること（堆肥化、メタン発酵、バイオガス化等） ・現行の処分方法における「再生：コンポスト（堆肥化）」に相当する処理。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物性残さ、有機性廃棄物の堆肥化、メタン発酵、バイオガス化 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <p>処分業許可証（「事業の範囲」又は「事業の用に供するすべての施設」）に次の処分方法名がある場合、処分方法は「発酵」にあたるものとお考え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発酵減容、堆積発酵、（有機性廃棄物の）堆積、熟成、整菌 ・生物分解、微生物分解 ・堆肥化、高速堆肥化、コンポスト化、肥料化、有機肥料化、液状肥料化、肥料製造、土壌改良材製造、バーク堆肥化、敷料の製造（発酵） ・発酵飼料化、リキッドフィーディング ・培地の製造、水処理資材の製造、汚水処理剤等の製造 ・乾式メタン発酵、湿式メタン発酵、消化 ・バイオエタノール製造 <p>【注意事項】</p> <p>次の処分方法は別コード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の濃縮・脱水のための活性汚泥処理 ⇒ 「濃縮・脱水」 ・バイオディーゼル燃料（BDF）製造 ⇒ 「分解・合成」 	171
	その他 微生物 処理系	<p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物学的な中間処理で、上記の「発酵」に該当しないもの。 <p>【代表的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物学的な中間処理で、処分業者が「発酵」に該当しないと判断したものや、新たに開発・導入された処分方法等があれば本項目を選択する。 <p>【処分業許可証上の類似表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イタコン酸製造（廃棄物系バイオマスからのバイオプラスチック原料製造） ・ミミズによる処理 	179

(2)処理後物の種類(再資源化物、中間処理後廃棄物)選択の考え方

1)再資源化物選択の考え方

処理後物の種類「再資源化物」の分類コードは JWNET ホームページに掲載している「各種コード表 (P16~17)」をご参照ください。

URL : <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>

注 表 4-3-8 のコードは、大分類 2 桁、中分類 2 桁、小分類 2 桁の計 6 桁。

表 4-3-8 再資源化物 (01 飼肥料又はその原材料)

中分類	小分類	該当例	コード
01 飼料	01 配合飼料	・飼料安全法の公定規格の「配合飼料」に該当するもの（複数の飼料原材料や飼料添加物を配合設計にしたがって一定の割合に混合したもので、その飼料を給与するだけで家畜の健康を維持し、必要な栄養素を供給できる飼料）。	010101
	02 混合飼料	・飼料安全法の公定規格の「混合飼料」に該当するもの（ある特定の成分の補給等を目的とするものなどで、2種類以上の原材料から製造される飼料。 ・廃棄物由来の混合飼料として、リキッドフィーディングにより製造された液状の発酵飼料等がある。	010102
	03 単体飼料	・飼料安全法の公定規格の「単体飼料」に該当するもの（1種類の原材料で作られる飼料）。 ・廃棄物由来の単体飼料として、魚粉、大豆油かす、米ぬか、炭酸カルシウム等がある。	010103
02 飼料原材料		・そのままでは飼料安全法の公定規格等の要件を満たさず、上記のいずれかの飼料の原材料として利用されるもの。 ・廃棄物由来の飼料原材料として、食品残さから油脂化された動植物性油脂等がある。	010200
03 肥料	01 汚泥肥料	・下水汚泥等の有機汚泥から製造された肥料。	010301
	02 堆肥	・有機性発酵により製造された肥料。	010302
	03 液肥	・嫌気性発酵（メタン発酵等）により生成した肥料。	010303
	04 有機質肥料	・上記以外で魚粉・鶏ふん・油かす等の動植物性残さに由来する肥料。	010304
	05 無機質肥料	・下水汚泥や消火薬剤に含まれるリン酸アンモニウム、鉄鋼スラグに含まれるケイ酸カルシウム、食品残さに含まれるアミノ酸等を利用した肥料。	010305
04 肥料原材料		・そのままでは肥料取締法の公定規格等の要件を満たさず、上記のいずれかの肥料の原材料として利用されるもの。	010400

表 4-3-9 再資源化物 (02土壌改良材・土壌還元材)

中分類	小分類	該当例	コード
01 土壌改良材・土壌還元材	01 無機質資材	・フライアッシュ、再生石膏、その他無機系の循環資源を用いた土壌改良材等。	020101
	02 有機質資材	・下水汚泥、動物のふん尿、その他有機系の循環資源の緑農地利用等。	020102

表 4-3-10 再資源化物 (03 建設資材又はその原材料)

中分類	小分類	該当例	コード
01 土砂	01 流動化処理土	・建設汚泥を原料とする流動化処理土。	030101
	02 流動化処理土以外の再生土	・建設汚泥を原料とする建設汚泥処理土のうち流動化処理土以外の再生土。	030102
	03 再生砂 (RC10 等)	・建設副産物情報交換システム (COBRIS) の再生資材名称コードでいう「土砂 (再生コンクリート砂)」に該当するもの。排出元又は利用先の工事における COBRIS の使用有無は問わない。	030103
	04 分別土砂	・廃棄物混じり土から廃棄物を除去した土砂。	030104
02 碎石	01 コンクリート用再生骨材 (H、M、L)	・JIS A 5021 コンクリート用再生骨材Hの認証を得た再生骨材。 ・JIS A 5022 再生骨材コンクリートM又は JIS A 5023 再生骨材コンクリートLの認証を得たコンクリートに用いられる再生骨材。 ・建築基準法第 37 条に基づく国土交通省大臣認定を得たコンクリートに用いられる再生骨材。	030201
	02 再生粒度調整碎石 (RM-40 等)	・建設副産物情報交換システム (COBRIS) の再生資材名称コードでいう「碎石 (再生粒度調整碎石)」に該当するもの。排出元又は利用先の工事における COBRIS の使用有無は問わない。	030202
	03 再生クラッシャーラン (RC-40 等)	・建設副産物情報交換システム (COBRIS) の再生資材名称コードでいう「碎石 (再生クラッシャーラン)」に該当するもの。排出元又は利用先の工事における COBRIS の使用有無は問わない。	030203
	04 スラグ碎石	・建設副産物情報交換システム (COBRIS) の再生資材名称コードでいう「碎石 (鉱さい)」に該当するもの。舗装工事、港湾工事等で用いられる鉄鋼スラグ、非鉄スラグ (フェロニッケルスラグ、銅スラグ)、廃棄物溶融スラグ、石炭ガス化スラグ等。排出元又は利用先の工事における COBRIS の使用有無は問わない。	030204
	09 その他再生碎石	・「コンクリート用再生骨材」、「再生粒度調整碎石 (RM-40 等)」、「再生クラッシャーラン (RC-40 等)」、「スラグ碎石」のいずれにも該当しない廃棄物由来の再生碎石があれば、この項目を選択する。	030209
03 アスファルト混合物	01 再生アスファルト混合物 (再生合材)	・建設副産物情報交換システム (COBRIS) の再生資材名称コードでいう「再生アスファルトコンクリート (粗粒度・密粒度・細粒度)」に該当するもの。排出元又は利用先の工事における COBRIS の使用有無は問わない。	030301
	02 アスファルトモルタル	・建設副産物情報交換システム (COBRIS) の再生資材名称コードでいう「再生アスファルトモルタル」に該当するもの。排出元又は利用先の工事における COBRIS の使用有無は問わない。	030302
	03 再生加熱アスファルト安定処理路盤材	・建設副産物情報交換システム (COBRIS) の再生資材名称コードでいう「再生加熱アスファルト安定処理路盤材」に該当するもの。排出元又は利用先の工事における COBRIS の使用有無は問わない。	030303
	09 その他再生アスファルト混合物	・「再生アスファルト混合物」、「アスファルトモルタル」、「再生加熱アスファルト安定処理路盤材」のいずれにも該当しない廃棄物由来の再生アスファルト混合物があれば、この項目を選択する。	030309
04 地盤改良材	01 製鋼スラグ地盤改良材	・グリーン購入法「特定調達品目」の地盤改良用製鋼スラグに該当するもの。	030401

中分類	小分類	該当例	コード
	02 再生石膏地盤改良材	・再生石膏粉を用いた地盤改良材。	030402
	09 その他地盤改良材	・「製鋼スラグ地盤改良材」、「再生石膏地盤改良材」のいずれにも該当しない廃棄物由来の地盤改良材があれば、この項目を選択する。	030409
05 石膏粉	01 再生石膏粉 (石膏ボード原料)	・廃石膏ボードから得られる再生石膏のうち、石膏ボードメーカーで原料として利用されるもの。 【注意事項】 石膏ボード原料以外の再生石膏粉は、他コードを選択する。 ・農業用土壌改良材は「020101 無機質資材」。 ・建設資材又はその原材料としての利用のうち、地盤改良材は「030402 再生石膏地盤改良材」、セメント原料は「040200 セメント原燃料」、それ以外は「030502 再生石膏粉（石膏ボード原料以外）」。	030501
	02 再生石膏粉 (石膏ボード原料以外)	・再生石膏粉の有効利用ガイドライン（第一版）（令和元年5月、国立環境研究所）に沿って行われる建設資材又はその原材料としての利用のうち、地盤改良材「030402 再生石膏地盤改良材」、セメント原料「040200 セメント原燃料」以外。	030502
09 その他建設資材		・「土砂」、「碎石」、「アスファルト混合物」、「地盤改良材」、「石膏粉」のいずれにも該当しない廃棄物由来の建設資材があれば、この項目を選択する。 (例) インターロッキングブロック、路盤材・舗装材として用いられるゴムチップ 等	030900

表 4-3-11 再資源化物（04 セメント又はその原燃料）

中分類	小分類	該当例	コード
01 セメント	01 ポルトランドセメント	・クリンカ原材料として廃棄物を利用して製造したセメント。	040101
	02 高炉セメント	・混合材として廃棄物（高炉スラグ）を利用して製造したセメント。	040102
	03 フライアッシュセメント	・混合材として廃棄物（フライアッシュ）を利用して製造したセメント。	040103
	09 その他セメント	・シリカセメント（JIS R 5212）で、クリンカ原材料又はシリカ質混合材として廃棄物を利用して製造されたもの等。 【注意事項】 ・エコセメントは一般廃棄物由来のため対象外。	040109
02 セメント原燃料		・セメントキルン投入以前に、成分・性状の調整（脱塩素、脱水・乾燥・固化等）を行った段階で再資源化物となる（セメントメーカーが有価で買い取る）ケースがあれば、この項目を選択する。 ・再生石膏粉、建設汚泥をセメント用原料として利用する場合もこの項目を選択する。	040200

表 4-3-12 再資源化物（05 鉄・非鉄金属又はその原材料）

中分類	小分類	該当例	コード
01 鉄鋼	01 せん鉄・鋼鉄	・廃棄物のまま鉄鋼メーカーに処理委託され高炉・転炉・電炉等に投入された場合、廃棄物を投入した炉のアウトプット（せん鉄・鋼鉄）を再資源化物とみなす。	050101
02 鉄鋼原材料	01 鉄スクラップ	・破砕・選別等の処理後物が再資源化物（有価物等）となり、鉄鋼製造工程に投入される場合。	050201
	02 ステンレススクラップ	・破砕・選別等の処理後物が再資源化物（有価物等）となり、ステンレス製造工程に投入される場合。	050202

中分類	小分類	該当例	コード
	09 その他鉄鋼原材料	・「鉄スクラップ」、「ステンレススクラップ」のいずれにも該当しない鉄鋼原材料（金属精錬工程の添加剤を除く。ステンレス以外の合金鉄（フェロアロイ）スクラップ等。）、この項目を選択する。	050209
03 非鉄金属	01 貴金属（金、銀、白金等）	・廃棄物のまま非鉄精錬メーカーに処理委託され、廃棄物を投入した炉のアウトプットとして貴金属（金、銀、プラチナやパラジウム等の8元素）が得られる場合は、この項目を選択する。	050301
	02 レアメタル（チタン、ニッケル、レアアース等）	・廃棄物のまま非鉄精錬メーカーに処理委託され、廃棄物を投入した炉のアウトプットとしてレアメタル（国家備蓄の対象とされている7鉱種（ニッケル、クロム、マンガン、コバルト、タングステン、モリブデン、バナジウム）のほかリチウム、マグネシウム及びレアアース等）が得られる場合は、この項目を選択する。 注 レアメタルとは、「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」第二十一条（金属鉱物及び金属鉱産物の範囲）で示されている金属鉱物のうち貴金属以外のものを指すものとする。	050302
	03 ベースメタル（銅、鉛、亜鉛、アルミニウム等）	・廃棄物のまま非鉄精錬メーカーに処理委託され、廃棄物を投入した炉のアウトプットとして鉄以外のベースメタル（銅、鉛、亜鉛、アルミニウム、スズ）が得られる場合は、この項目を選択する。	050303
	09 その他非鉄金属（水銀、カドミウム等）	・「貴金属」、「レアメタル」、「ベースメタル」のいずれにも該当しない水銀やカドミウムが再資源化物として回収されるケースがあれば、この項目を選択する。	050309
04 非鉄金属原材料	01 貴金属含有スクラップ・スラッジ等	・破碎・選別等の処理後物が再資源化物（有価物等）となり、貴金属・レアメタル等の希少金属回収を主目的とする精錬工程に投入される場合における、貴金属を含む破碎物・スラッジ・廃液・燃え殻等。	050401
	02 銅スクラップ	・破碎・選別等の処理後物が再資源化物（有価物等）となり、銅精錬を主目的とする精錬工程に投入される場合における、銅を含む破碎物等。	050402
	03 アルミニウムスクラップ	・破碎・選別等の処理後物が再資源化物（有価物等）となり、アルミニウムを主目的とする精錬工程に投入される場合における、アルミニウムを含む破碎物等。	050403
	04 鉛スクラップ	・鉛蓄電池や鉛管等の処理後物が再資源化物（有価物等）となり、鉛精錬を主目的とする精錬工程に投入される場合。	050404
	09 その他非鉄金属原材料	・「貴金属含有スクラップ・スラッジ等」、「銅スクラップ」、「アルミニウムスクラップ」、「鉛スクラップ」の混合物、これらのいずれにも該当しない非鉄金属原材料があれば、この項目を選択する。 注 廃棄物のまま非鉄精錬メーカーに処理委託され非鉄精錬炉に投入された場合は、廃棄物を投入した炉のアウトプット（非鉄金属）を再資源化物とみなす。	050409
05 金属精錬工程の添加剤	01 還元剤（コークス代替材）	・金属精錬工程でコークス代替材として用いられる廃棄物由来の還元剤。バイオコークス、RPF・RDF等。 注 RPF・RDFのうち、金属精錬工程で還元剤として用いられる場合は本項目に該当する。	050501
	02 フォーミング抑制剤	・金属精錬工程で熔融物の表面に気泡が発生する現象（泡立ち）を抑える添加剤。主に二酸化ケイ素（SiO ₂ ）や三酸化硫黄（SO ₃ ）等の無機化合物を含む。 ・廃プラスチックや粉体塗料等の産業廃棄物から製造したフォーミング抑制剤が本項目に該当する。	050502

中分類	小分類	該当例	コード
	09 その他添加剤	・「還元剤（コークス代替材）」、「フォーミング抑制剤」のいずれにも該当しない廃棄物由来の金属精錬工程で用いられる添加剤があれば、この項目を選択する。	050509
09 金属くず由来のその他再生品		・「鉄鋼」、「鉄鋼原材料」、「非鉄金属」、「非鉄金属原材料」、「金属精錬工程の添加剤」以外の金属くず由来の再生品があれば、この項目を選択する。 ・使用済製品から取り外し、再生（分解・検査・洗浄・組立等）された再生部品など、主に金属からなる再生部品等はこの項目を選択する。	050900

表 4-3-13 再資源化物（06 その他製品原料）

中分類	小分類	該当例	コード
01 廃油由来の再生品	01 コンクリート離型剤	・土木建築のコンクリート施工時や各種コンクリート二次製品の製造時に、施工硬化後の成形物と型枠の離れを容易にし、成形物の外観を平滑美麗に保ち、型枠をさび腐食から保護してその耐用期間を延ばす目的で、型枠に塗布して使用される一種の潤滑剤。	060101
	02 再生潤滑油	・使用済み潤滑油から再生された工業用潤滑油。	060102
	03 再生溶剤	・使用済み溶剤を蒸留等によって溶剤成分と不純物に分離し再生された溶剤。	060103
	04 石けん（界面活性剤）	・廃油のけん化（油脂そのものをアルカリで加水分解する）、又は中和（油脂から取り出した脂肪酸とアルカリを反応させる）のいずれかの方法により廃油から製造された石けん。	060104
	09 廃油由来のその他再生品	・「コンクリート離型剤」、「再生潤滑油」、「再生溶剤」、「石けん（界面活性剤）」のいずれにも該当しない廃油由来の再生品があれば、この項目を選択する。 【注意事項】 ・廃油由来の飼肥料原料は「010200 飼料原材料」、又は「010400 肥料原材料」。 ・バイオディーゼル燃料は「080202 バイオディーゼル燃料」。	060109
02 プラスチック製品	01 ボトル	・メカニカルリサイクルにより製造された再生 PET ボトル等。	060201
	02 シート・フィルム	・ストレッチフィルム、ごみ袋、農業用シート等。	060202
	03 繊維製品	・作業着、白衣、バッグ、結束バンド等。	060203
	04 プラスチック成型品	・物流用パレット、プランター、収納ボックス等。	060204
	09 廃プラスチック類由来のその他製品	・「ボトル」、「シート・フィルム」、「繊維製品」、「プラスチック成型品」以外のプラスチック製品（次項の「プラスチック原材料」を除く）があれば、この項目を選択する。 ・更生タイヤ（リトレッドタイヤ）やプラスチック製の再生部品など、廃プラスチック類由来の再生製品又は再生部品はこの項目を選択する。 【注意事項】 ・廃プラスチック由来のフォーミング抑制剤は、「050502 フォーミング抑制剤」を選択する。	060209
03 プラスチック原材料（ペレット・	01 ポリエチレン（PE）	・ポリエチレン（PE）樹脂のペレット・フレーク・インゴット等。	060301
	02 ポリプロピレン（PP）	・ポリプロピレン（PP）樹脂のペレット・フレーク・インゴット等。	060302

中分類	小分類	該当例	コード
フレーク等)	03 ポリスチレン (PS) 類	・ポリスチレン (PS) 樹脂のペレット・フレーク・インゴット等。 ・アクリロニトリルブタジエンスチレン (ABS) 樹脂のペレット・フレーク等。 ・アクリロニトリルスチレン (AS) 樹脂のペレット・フレーク等。	060303
	04 ポリエチレンテレフタレート (PET)	・ポリエチレンテレフタレート (PET) 樹脂のペレット・フレーク等。	060304
	05 ポリ塩化ビニル (PVC)	・ポリ塩化ビニル (PVC) 樹脂のペレット・フレーク等。	060305
	09 その他プラスチック原材料	・上記の混合物又はその他樹脂のペレット・フレーク等。	060309
04 プラスチックのケミカルリサイクル生成物	01 原料・モノマー	・ケミカルリサイクルによる再生 PET ボトル原料、ナフサ回収・分解等。	060401
	02 コークス炉化学原料	・炭化水素油 (化学原料)、コークス (高炉還元剤)、コークス炉ガス (発電等)。	060402
	03 生成ガス	・プラスチックのケミカルリサイクルにより生じる合成ガスや、合成ガスから製造される水素、メタノール、アンモニア等。 【注意事項】 ・廃プラスチックのケミカルリサイクルによる生成ガスを燃料 (発電等) として使用する場合は「080209 液体・気体状のその他燃料」を選択する。	060403
	04 生成油	・廃プラスチックの油化 (廃プラスチックから熱分解によって分解油を製造するプロセス) により生じる油。 【注意事項】 ・廃プラスチックのケミカルリサイクルによる生成油を燃料 (発電等) として使用する場合は「080209 液体・気体状のその他燃料」を選択する。	060404
	09 その他ケミカルリサイクル生成物	・「原料・モノマー」、「コークス炉化学原料」、「生成ガス」、「生成油」のいずれにも該当しないケミカルリサイクルの生成物がある場合は、この項目を選択する。	060409
05 紙くず・木くず由来の再生品	01 パルプ・紙	・産業廃棄物処分量許可を有するパルプ・紙メーカーが紙くず・木くず等を受け入れ、最終製品まで製造する場合。	060501
	02 再生木材・合板・木質ボード	・産業廃棄物処分量許可を有する再生木材・合板や木質ボード (ハードボード、MDF (中質繊維板)、インシュレーションボード、パーティクルボード) メーカーが木くず等を受け入れ、最終製品まで製造する場合。	060502
	03 木くずチップ (燃料以外)	・木質リサイクルチップの品質規格 (平成 22 年 (2010) 12 月 15 日制定、平成 25 年 (2013) 8 月 2 日一部改訂、特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会) の品質規格 (A チップ/B チップ/C チップ/D チップ/E チップ) に該当するものなど。 【注意事項】 ・破碎チップの場合、マテリアルリサイクルと燃料利用どちらもあり得る。燃料用チップは「080101 木質チップ (燃料用)」。	060503
	04 木炭・炭化物 (燃料以外)	・燃料用途以外の木炭・炭化物 【注意事項】 ・木炭・炭化物は、マテリアルリサイクルと燃料利用「080102 炭化燃料」どちらもあり得る。用途に応じ区分する。	060504
	09 紙くず・木くず由来のその他再生品	・「パルプ・紙」、「再生木材・合板・木質ボード」、「木くずチップ (燃料以外)」、「木炭・炭化物 (燃料以外)」のいずれにも該当しない紙くず・木くず由来の再生品があれば、この項目を選択する。	060509

中分類	小分類	該当例	コード
		(例) 紙くず由来のダンボール原材料、木くず由来の敷料・マルチング材、リサイクルコルク、等。 【注意事項】 ・紙くず由来のフォーミング抑制剤は「050502 フォーミング抑制剤」。	
06 繊維くず・ゴムくず由来の再生品	01 繊維くず(天然繊維くず)由来の再生品	・ウエス、反毛繊維、クッション材など、天然繊維くずに由来する再生品。	060601
	02 ゴムくず(天然ゴムくず)由来の再生品	・ゴムチップ、ゴム粉など、天然ゴムくずに由来する再生品。 【注意事項】 ・路盤材・舗装材として用いられるゴムチップは「030900 その他建設資材」。 ・燃料用のタイヤチップは「080104 タイヤチップ(燃料用)」。	060602
07 ガラス製品	01 ガラス短繊維	・グラスウール等	060701
	02 多孔質ガラス発泡材(軽量盛土材等)	・太陽電池モジュールのリサイクルで回収されたガラスから製造される多孔質ガラス発泡材(軽量盛土材等)等。	060702
	09 その他ガラス製品	・「ガラス短繊維」、「多孔質ガラス発泡材(軽量盛土材等)」のいずれにも該当しない廃棄物由来のガラス製品(ガラスカレット等のガラス原材料を除く)がある場合は、この項目を選択する。	060709
08 ガラス原材料	01 ガラスカレット	・ガラス製品をリサイクルする際に破砕した状態のガラスくず。ガラス原料とするほか、路盤材、道路舗装材等の製品に再生される。	060801
	09 その他ガラス原材料	・「ガラスカレット」に該当しない廃棄物由来のガラス原材料がある場合は、この項目を選択する。	060809
09 鉱さい由来の再生品	01 ブラスト処理用スラグ研磨材	・鉄鋼スラグ・非鉄スラグ由来のブラスト処理用研磨材。ブラスト処理用非金属系研削材(JIS Z 0312)に該当するものなど。	060901
	09 鉱さい由来のその他再生品	・鉱さい由来の再生品でブラスト処理用研磨材以外のものがあれば、この項目を選択する。 【注意事項】 ・スラグ碎石は「030204 スラグ碎石」、製鋼スラグ地盤改良材は「030401 製鋼スラグ地盤改良材」を選択する。	060909

表 4-3-14 再資源化物(07 中和剤など)

中分類	小分類	該当例	コード
01 中和剤	01 酸中和剤(酸を中和)	・酸性廃液を中和するアルカリ性の中和剤。	070101
	02 アルカリ中和剤(アルカリを中和)	・アルカリ性廃液を中和する酸性の中和剤。	070102
02 廃酸又は廃アルカリ由来の再生品	01 再生酸性溶液	・酸性廃液から不純物を除去し、利用可能な状態に再生された酸性溶液。	070201
	02 再生アルカリ性溶液	・アルカリ性廃液から不純物を除去し、利用可能な状態に再生されたアルカリ性溶液。	070202
	09 廃酸又は廃アルカリ由来のその他再生品	・再生バッテリーなど、廃酸・廃アルカリ由来のその他再生品があれば、この項目を選択する。	070209

表 4-3-15 再資源化物 (08 燃料)

中分類	小分類	該当例	コード
01 固体状の燃料	01 木質チップ (燃料用)	<ul style="list-style-type: none"> 燃料用木質チップの品質規格 (平成 26 (2014) 年、(一社)日本木質バイオマスエネルギー協会) の品質規格 (Class 1/Class 2/Class 3/Class 4) に該当するものなど。 【注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 燃料用以外の木質チップは「060503 木くずチップ (燃料以外)」。 	080101
	02 炭化燃料	<ul style="list-style-type: none"> バイオマス資源 (食品廃棄物、家畜ふん尿、下水汚泥等) を加熱・乾燥させた燃料。 	080102
	03RPF・RDF・フラフ燃料	<ul style="list-style-type: none"> RPF (Refuse derived paper and plastics densified fuel) は、廃プラスチック類や古紙等を原料として製造され、石炭・コークス等の代替品として使用される固形燃料。廃棄物由来の紙、プラスチックなど固形化燃料 (RPF) (JIS Z 7311 : 2010) に該当するもの。 注 「RDF」は一般廃棄物由来、「フラフ」は容器包装プラスチック由来の再資源化物名として用いられる例が多いが、産業廃棄物に由来する再資源化物の名称として用いられている例もみられるため、小分類名は「RPF・RDF・フラフ燃料」とした。 【注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 金属精錬工程で還元剤として用いられる場合は「050501 還元剤 (コークス代替材)」。 	080103
	04 タイヤチップ (燃料用)	<ul style="list-style-type: none"> 廃タイヤからビードワイヤー (鋼線) を除去し、切断・破砕した燃料。 	080104
	09 固体状のその他燃料	<ul style="list-style-type: none"> 「木質チップ (燃料用)」、「炭化燃料」、「RPF・RDF・フラフ燃料」、「タイヤチップ (燃料用)」のいずれにも該当しない固体燃料がある場合は、この項目を選択する。 	080109
02 液体・気体状の燃料	01 バイオエタノール	<ul style="list-style-type: none"> わらやもみ殻、家畜ふん尿、下水汚泥等の有機系廃棄物を発酵させて製造するエタノール。 	080201
	02 バイオディーゼル燃料	<ul style="list-style-type: none"> 廃食用油などをメチルエステル化して製造される、ディーゼルエンジン用のバイオ燃料。 	080202
	03 持続可能な航空燃料 (SAF)	<ul style="list-style-type: none"> 廃食用油等の廃棄物を原料として製造された持続可能な航空燃料 (SAF : Sustainable Aviation Fuel)。 	080203
	04 バイオガス燃料 (メタン等)	<ul style="list-style-type: none"> 有機性廃棄物を発酵させて製造するメタン等のガス。 	080204
	05 再生重油	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み潤滑油を主原料にした廃棄物を有効利用したりサイクル燃料。再生重油 (JIS K 2170) に該当するもの。 	080205
	06 再生補助燃料	<ul style="list-style-type: none"> 再生重油化が困難な廃動植物油、溶剤系の廃油、ペースト状の可燃物を原料として製造される代替燃料。 	080206
	09 液体・気体状のその他燃料	<ul style="list-style-type: none"> 「バイオエタノール」、「バイオディーゼル燃料」、「持続可能な航空燃料 (SAF)」、「バイオガス燃料 (メタン等)」、「再生重油」、「再生補助燃料」のいずれにも該当しない液体・気体燃料がある場合は、この項目を選択する。 	080209

2)中間処理後廃棄物の種類

処理後物の種類「廃棄物」の分類コードは JWNET ホームページに掲載している「各種コード表（P11～15）」をご参照ください。

URL : <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/data/index.html>

4-4 問い合わせ先

JWNET サポートセンター

TEL: 0800-800-9023

【 電話サポート 対応時間：平日 9：00～12：00、13：00～16：30 】

お問合せフォーム

URL: <https://www.jwnet.or.jp/contact/jwnet/index.html>

※ JWNET ホームページは『JWNET』と検索ください。

